地域再生計画認定申請マニュアル (総論)

注意

本マニュアルは、地域再生計画の認定申請受付に合わせ、随時見直しを行っております。

地域再生計画の認定申請時には、必ず最新版のマニュアルを御確認ください。

2018年12月21日 内閣府 地方創生推進事務局

目次

第1草	地域再生計画の認定制度	
1 — 1	認定制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 – 2	認定制度のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 – 3	構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画との関係 ・ 1	2
1 – 4	章末書式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1 2
第2章	認定基準等の解説	
2 – 1	地域再生計画の認定基準について ・・・・・・・・・ 1	5
2-2	関係行政機関の長による同意について ・・・・・・・・ 1	8
第3章	認定申請手続等について	
3 — 1	認定申請に必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・ 1	9
3 – 2	認定申請書類の作成要領 ・・・・・・・・・・・・ 2	2 1
3 – 3	認定を受けた地域再生計画の公表について ・・・・・・・ 3	3 C
3 – 4	章末書式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	3 C
第4章	地域再生協議会について	
4 — 1	地域再生協議会の設置について ・・・・・・・・・・ 3	3 5
4 – 2	地域再生協議会を組織することの要請に当たっての手続について・ 3	3 5
4 — 3	地域再生協議会の役割・効果 ・・・・・・・・・・・ 3	3 6
4 — 4	地域再生協議会の構成員について ・・・・・・・・・ 3	3 6
4 – 5	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	8 8
第5章	地域再生推進法人について	
5 — 1	地域再生推進法人の指定について ・・・・・・・・・ 3	3 6
5 – 2	地域再生推進法人の業務について ・・・・・・・・・ 3	3 6
5 – 3	地域再生推進法人の範囲について ・・・・・・・・・ 4	ı c

第6章	地域再生の推進に係る提案制度について	
6 — 1	趣旨について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 1
6 – 2	提案の効果について、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 1
6 - 3	新たな措置の提案に関する手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 1

付録

第1章 地域再生計画の認定制度

1-1 認定制度の概要

地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)に基づく認定制度は、 地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援する ため、地方公共団体が作成しその認定を申請する地域再生計画について内閣総理大 臣が認定し、国は認定を受けた地域再生計画(以下「認定地域再生計画」という。)に基づく事業に対し特別な措置を講じるものです。

内閣総理大臣による地域再生計画の認定は、法、地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定)等に基づき行われることとなります。

1-2 認定制度のポイント

内閣総理大臣は、地域再生計画が認定基準に適合すると認めるときは、認定を行います。また、当該地域再生計画に支援措置(法に基づく特別の措置及び地域再生基本方針 5の6)①イに規定する地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策(以下「連動施策」という。)をいう。以下同じ。)を活用して行う事業が記載されている場合には、当該支援措置の関係行政機関の長の同意手続を経て認定を行います。

1)地域再生計画の発案から認定までの流れ

地域再生計画の発案から認定までの流れを、時系列に列挙すれば次のとおりとなります。 (◇は、必要に応じて実施)

- ① 地域の民間企業やNPO等を通じた地域のニーズの把握
- ② ◇地域再生協議会の設置(第4章参照)
- ③ ◇地域再生推進法人の指定(第5章参照)
- ④ 地域再生計画の作成・認定申請
- ⑤ 地域再生計画の認定
- ⑥ ◇交付金等の申請
 - ・(◇地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金又は地方創生整備推進交付金の交付申請)
 - (◇特定金融機関の指定申請)
 - ・(◇地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、地域来訪者等利便増進活動計画、商店街活性化促進事業計画、地域再生土地利用計画、生涯活躍のまち形成事業計画又は地域農林水産業振興施設整備計画の作成、認定等)

⑦ ◇地域再生計画の変更

これらの手続について、そのポイントとなる事項を解説します。

2)地域の民間企業やNPO等を通じた地域のニーズの把握

地域の創意工夫をこらした自主的かつ自立的な取組を推進する観点から、地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、特定非営利活動法人を始めとするNPO、地域住民、関係団体、民間団体、民間事業者を通じて、地域のニーズを十分把握し、PFI制度等の活用も含めた民間のノウハウ、資金等の活用促進を検討した上で、反映するように努めることが望まれます。

3) 地域再生計画の作成・認定申請

地域再生計画の認定に関しては、地方公共団体において地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に対して、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号。以下「規則」という。)で定められた様式を用いた申請書及び地域再生計画書に、規則等に基づく書類を添付して行うこととなります。

地域再生計画の作成に当たっては、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律 第136号)に基づき都道府県及び市町村が定めるよう努めることとされている地 方版総合戦略等の法律に基づく諸計画との調和が図られることが必要です。また 、地域再生に資する事業を行おうとする者等(支援措置を受けて事業を行おうと する者等)は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することの提案をす ることができます。

この場合においては、当該提案をする者は、地域再生基本方針に即して、当該 提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示することになります。

また、当該提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知することになります

なお、地域再生計画書に記載する事項は、法第5条第2項から第4項までに列 挙されており、これらの書類の内容や記載要領については、第3章で詳述します が、ここでは次の3つのポイントを挙げます。

① 地域再生計画の認定申請の主体

地域再生計画の認定申請は、地方公共団体(広域連合、一部事務組合及び港務局を含む。以下同じ。)が単独で又は共同して行うことができます。

② 地域再生計画の区域

地域再生計画の対象となる区域は、地域再生計画の作成主体である地方公共 団体の区域にこだわることなく、地域再生計画の内容や支援措置の特性に応じ て、任意に設定しても差し支えありません。

なお、同一の区域を含んだ地域再生計画が複数の主体により作成される場合には、それぞれの計画の整合性等について、自主的に調整を図ることが求められます。

また、都道府県が地域再生計画を作成する場合には、対象となる区域に含まれる市町村と、その内容について合意形成を図るなど、地方公共団体間の調整及び連携を十分に図ることが求められます。

③ 地域再生計画に記載する支援措置

支援措置を記載する場合、認定をもって、当該支援措置が適用されます。支援措置の数に限定はありません。また、地域再生計画全体として法第5条第15項に規定する認定基準に適合するものであれば、数を限らず、認定されることとなります。

なお、支援措置を含まない事業や支援措置を活用することを明示しない事業 については、記載されている当該事業の実施自体に認定の効果はありません。

- ※ 支援措置のうち、法に基づくものは、次のとおりです。
- a) まち・ひと・しごと創生交付金(地方創生推進交付金)

法第13条第1項により、地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に 充てるため、予算の範囲内で、下記の事業のうち、先導的なものに対して交付します。

【各地方公共団体の地方版総合戦略に基づく地方創生事業全般】(道、汚水 処理施設、港の整備事業を除く。)

- i) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- ii)移住及び定住の促進に資する事業
- iii) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- iv) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- v) i) からiv) までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

【各地方公共団体の地方版総合戦略に基づく道、汚水処理施設、港の整備事業】

- i) 市町村道、広域農道又は林道(このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。)
- ii) 公共下水道、集落排水施設(農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。) 又は浄化槽(このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。)
- iii)地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設(両方の施設整備を行う場合に限る。)
- ※ まち・ひと・しごと創生交付金(地方創生推進交付金)の詳細については、別途「地方創生推進交付金制度要綱」「地方創生拠点整備交付金制度要綱」を御確認ください。
- b) まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例(地方創生応援税制(企業版ふるさと納税))

法人が認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に 関連する寄附をした場合に、地方税法及び租税特別措置法で定めるところに より、当該法人の道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税に ついて、課税の特例を適用します。

c) 地域再生支援利子補給金

認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業者に対して、内閣総理 大臣から指定を受けた金融機関(当該認定地域再生計画に係る地域再生協議 会の構成員である者に限る。)が融資を行う場合に、予算の範囲内で、当該 金融機関に対し、国から利子補給金を支給します。

d) 特定地域再生支援利子補給金

認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号イに規定する事業を行う事業者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、当該金融機関に対し、国から利子補給金を支給します。この場合は、c)地域再生支援利子補給金の場合と異なり、指定を受ける金融機関は地域再生協議会の構成員である必要はありません。

【参考:法第5条第4項第4号イに規定する事業(規則第6条)】

- イ 地域住民の交通手段の確保のために行う事業
- ロ 地域住民の健康の保持増進に資する事業

- ハ 地域における子育で支援及び地域住民に対する生活支援に関する事業
- 二 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業
- ホ 地域において使用されていない施設を活用して地域住民の生活の利便 性の向上又は地域における雇用機会の創出に資する事業
- へ その他内閣総理大臣が地域における特定政策課題の解決に資すると認める事業
- e) 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制 認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業(地域再生拠点の形成を 図るために行う事業であって、集落生活圏における就業の機会の創出に資す る施設の整備又は運営に関する事業その他の規則で定めるものとする。)を 行う株式会社が発行する株式を個人が払込みにより取得した場合に、課税の 特例を適用します。
- f) 公共施設等の除却に関する事業に係る地方債の特例

認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業(老朽化等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業とする。)で、総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方債をもってその財源とすることができるものとします。

g) 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例

認定を受けた都道府県知事は、法第17条の2第3項により、事業者が作成 した地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について、同項各号に掲げる 基準に適合すると認めるときは、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備 計画を認定することができます。

また、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者は、債務保証、課税の特例措置を受けることができます。

加えて、地方公共団体が地方税の課税免除又は不均一課税を行った場合、 その減収額の一部について普通交付税による補塡措置を受けることができます。

h)地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例

認定を受けた市町村の長は、法第17条の7第8項により、地域来訪者等利 便増進活動実施団体が作成した地域来訪者等利便増進活動計画について、同 項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該地域来訪者等利便増進活動計画を認定することができます。

また、法第17条の8により、認定市町村は、地域来訪者等利便増進活動計画に基づき地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、当該地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収することができ、法第17条の9により、認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、地域来訪者等利便増進活動計画に基づき実施される地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとします。

法第17条の10により、認定を受けた市町村があらかじめ、公園管理者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画の認定をした場合において、地域来訪者等利便増進活動計画が認定された日から2年以内に、地域来訪者等利便増進活動実施団体から当該地域来訪者等利便増進活動計画に基づく都市公園の占用について許可の申請があったときは、公園管理者は、その占用の許可をするものとします。

i) 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置

商店街活性化促進区域において商店街の活性化を図るために行う事業であって、地域における就業機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものが記載された地域再生計画について認定を受けた市町村が、関係事業者からの意見聴取や公聴会の開催等を経て商店街活性化促進事業計画を作成したときには、商店街振興組合について、商店街振興組合法に基づく設立要件の緩和、商店街活性化促進事業関連保証を受けた中小企業者について、中小企業信用保険法における保険限度額の拡大等の特例が認められます。また、認定を受けた市町村は、当該計画区域内の利活用されていない建築物又は土地の所有者等に対し、当該建築物又は土地の当該計画に即した利活用を要請、勧告することができます。

i)地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置

集落生活圏において地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときには、当該地域再生土

地利用計画に基づく誘導施設の整備に係る農地法に基づく農地転用の許可、 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外及び都市計 画法に基づく開発許可に関する特例を受けることができます。また、誘導施 設の整備についての届出・勧告・あっせんによる誘導施設の立地誘導を行う ことができます。

k) 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

地域再生計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は輸送の区域の一部の区間又は区域が存する自家用有償旅客運送者は旅客の輸送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を輸送することができます。

1) 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

中高年齢者が希望に応じて移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要な医療・介護を受けることができるコミュニティづくりを目指す生涯活躍のまち形成事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て生涯活躍のまち形成事業計画を作成し、都道府県知事等の同意を得たときには、労働者の委託募集に関する職業安定法の特例、有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例、介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例、旅館業の許可に関する旅館業法の特例を受けることができます。

m) 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例 地域農林水産業振興施設を整備する事業が記載された地域再生計画の認定 を受けた場合には、地域再生計画の認定を受けた市町村は、地域再生協議会 での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の 同意を得たときには、当該地域農林水産業振興施設整備計画に基づく施設整 備に係る農地法に基づく農地転用の許可及び農業振興地域の整備に関する法 律に基づく農用地区域からの除外に関する特例を受けることができます。

n)構造改革特別区域計画の認定の手続の特例

法第5条第4項第12号に規定する事業が記載された地域再生計画が認定を 受けたときは、当該事業に係る構造改革特別区域計画の認定があったものと みなされます。 o)中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例

法第5条第4項第13号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画の認定があったものとみなされます。

p)地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例

法第5条第4項第14号に規定する事業が記載された地域再生計画が認定を 受けたときは、当該事業に係る地域経済牽引事業促進基本計画について同意 があったものとみなされます。

a) 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する各省庁の長の承認を受けたものとみなし、その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めます。

法に基づく特別の措置に関する手続等の詳細については、地域再生計画認 定申請マニュアル(各論)、地方創生推進交付金制度要綱、各特別の措置に係 るガイドライン等を参照願います。

4)地域再生計画の認定

地域再生計画の認定に関しては、法第5条第15項から第18項まで及び第6条並びに地域再生基本方針 5によりますが、ポイントは以下のとおりです。

① 地域再生計画については、認定基準を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しません。

なお、地域再生計画の全体が認定基準を満たさない場合にも、認定基準を満たさない部分を除外することや、一定の条件を付すことにより、認定される場合があります。

② 地域再生計画を認定した場合には、申請者に対して認定した旨が電磁的方法等により通知されますが、認定しなかった場合及び認定した場合であっても地域再生計画に記載された支援措置の一部について関係行政機関の長が同意しな

かったときにおいては、その理由が申請者に対して書面又は電磁的方法により 通知されます。

- ③ まち・ひと・しごと創生交付金(地方創生推進交付金)に係る支援措置を含む地域再生計画の場合、単年度に交付される交付金の額は、予算の範囲内で措置されることから、当該地域再生計画の認定をもって要望どおりの交付金の交付を受けることとは必ずしもならないことに留意が必要です。
- ④ 各種支援措置に関する手続については、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)、活用する支援措置のガイドライン等を参照願います。

5) 地域再生計画の変更

① 変更認定申請

地域再生計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、法第7条に基づき、新規に地域再生計画を作成する場合と同様に、内閣総理大臣の認定が必要となります。変更認定申請の手続等は、新規に地域再生計画を作成し、認定申請する場合と同様です。

なお、添付書類にのみ変更がある場合については、変更認定申請又は軽微な変更の報告の必要はありません。

② 軽微な変更

認定を要しない軽微な変更は、次の内容を規則第11条で定めています。

- a)地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- b) まち・ひと・しごと創生交付金(地方創生推進交付金)を充てて行う事業 の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更
- c) a)、b)のほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

このうち、c)の「地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、支援措置ごとに規定されている場合がありますので、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)、各支援措置に係るガイドライン等を参照願います。

例:まち・ひと・しごと創生交付金(地方創生推進交付金)を充てて行う事業

まち・ひと・しごと創生交付金(地方創生推進交付金)を充てて行う事業については、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める軽微な変更を「地方創生推進交付金制度要綱」で以下のように規定しています。

- a) 交付金対象事業費の2割以内の増減(道、汚水処理施設、港の整備事業については、施設ごとの整備量又は交付金の種類ごとの事業費の2割以内の増減)
- b) 道、汚水処理施設、港の整備事業について、交付金を充てて行う施設 の整備の事業期間の変更に伴う1年以内の変更であって、目標の達成に 支障がなく、やむを得ないと認められるもの

その他については、地域再生計画の変更に際して個別の申出があった場合に 、内閣総理大臣が個別具体の事情を勘案して判断することになりますので事前 にご相談ください。

軽微な変更を行う場合、地方公共団体は、変更の内容、変更の内容を適用する日について、章末書式 1 - 1 及び 1 - 2 により地域再生計画の認定事務を行う内閣府地方創生推進事務局あてに、原則として内閣府地方創生推進事務局が別に通知する期間に(合併等による地域再生計画の範囲の変更の場合は地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第 2 項に基づく市町村長による告示があった日以後速やかに)報告をしていただくようお願いします。

③ 市町村合併が行われる場合

市町村合併が行われる場合であって、認定を受けた地方公共団体の法人格が 消滅しないとき(単に他の市町村を編入する場合)は変更認定の申請は要しま せんが、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅するとき(新設合併により 新たな地方公共団体となる場合又は他の市町村に編入される場合)は、変更認 定の申請を行う必要があります。

なお、具体的には以下のとおりの手続が必要です。

a) 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合(新設合併により新たな地方公共団体となる場合又は他の市町村に編入される場合)は、地域再生計画の変更認定の申請を行う必要があります。

<地域再生計画の取扱い>

・ 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、法第7条に基づく変更認定申請手続を行います。

<手続>

・ 地方自治法第7条第7項に基づく総務大臣による告示があった日以後で、合併予定日の3か月前から合併予定日までの間で速やかに、地域再生計画の変更の認定申請書(規則別記様式第2(章末書式3-3及び3-4))を提出してください。

なお、変更認定に係る地域再生計画の作成方法等について不明な点が ある場合はお早めに相談願います。

- ・ 地域再生計画の変更の認定申請書は、現に認定を受けている地方公共 団体名で提出してください。
- ・ 地域再生計画の実質的な範囲の変更を行う等、合併に伴う変更以外の 変更も併せて行う場合は、それを含めて地域再生計画の変更の認定申請 書を提出してください。

b) 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合(単に他の市町村を編入する場合)は、地域再生計画の実質的な範囲の変更等がない限り、特段の手続は必要ありませんが、地域の新たな名称について変更があったときは、内閣府地方創生推進事務局に報告をしてください。

なお、地域再生計画の実質的な範囲の変更を行う等の場合は、変更認定の 申請を行う必要があります。

<地域再生計画の取扱い>

・ 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合、地域再生計画 の実質的な範囲の変更等がない限り、特段の手続を要しないものとして 取り扱います。

<手続>

- ・ 合併に伴い、地域再生計画の範囲等の変更を行わず、地域の名称に変 更が生じたのみの場合は、規則第11条の「軽微な変更」に該当しますの で、変更認定の申請は不要です。ただし、地方自治法第260条第2項に 基づく市町村長による告示があった日以後速やかに、地域の新たな名称 について、②に定める方法により、内閣府地方創生推進事務局に報告を していただくようお願いします。
- 合併に伴い、編入する他の市町村にも地域再生計画の範囲を拡大する

等、実質的な地域再生計画の範囲を変更する場合には、法第7条に基づく変更認定申請手続が必要ですので、同条に基づく変更認定の申請を① のとおり行ってください。

1-3 構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画との関係 地域再生計画の取組を進めるに当たっては、地方公共団体が目指す総合的な目標 を達成するため、構造改革特別区域計画の特例措置及び中心市街地活性化基本計画

の事業等との連携によって、より効果的な実施が可能となります。

このため、地域再生計画の認定申請と同時に構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画の提出を行うことができる仕組み(提出手続のワンストップ化)及び地域再生計画の認定をもって構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画の認定等の効果を同時に発生させる仕組み(認定手続のワンストップ化)を設けています。

1-4 章末書式

章末書式1-1	軽微な変更に係る報告書		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
章末書式 1 <i> 2</i>	軽微な変更に係る報告書	別紙											1	4

(章末書式1-1 軽微な変更に係る報告書)

軽微な変更に係る報告書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

認定地域再生計画に係る地方公共団体の長の氏名
印

年 月 日付けで認定を受けた下記1に掲げる地域再生計画について、別紙の新旧対照表のとおり地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第11条に規定する軽微な変更を行ったため、次のとおり報告いたします。

記

- 1 地域再生計画の名称
- 2 軽微な変更の適用日年 月 日

表 (下線分は変更部分)		変更前	
(早木吉ユーー2 軽似み炙兎に状の報古書 別成) 別紙 新 日 対 照	(契) (本月日認定 (年月日変更認定)	変更後	

(2018年12月21日 適用)

第2章 認定基準等の解説

2-1 地域再生計画の認定基準について

地域再生計画の認定基準については、法第5条第15項各号に規定されており、その具体的な内容は以下のとおりです。

1) 1号基準(地域再生基本方針に適合するものであること。)

法第5条第15項第1号に基づく基準(以下「1号基準」という。)は、「地域 再生基本方針に適合するものであること」とされており、その内容は、

- ① 地域再生基本方針のうち「1 地域再生の意義及び目標」に適合しており、
- ② 地域再生基本方針のうち「5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項 3)地域再生計画の認定手続」に定められた事項に則っていること

の2つに分けられます。

① 「1 地域再生の意義及び目標」について

地域再生基本方針で定められている「1 地域再生の意義及び目標」に合致 することが求められます。

地域再生基本方針では「地域再生の意義」及び「地域再生の目標」が定められていますが、地域再生計画全体がこれらの意義及び目標の内容と整合していることが求められます。

判断のポイントとしては、次の点が挙げられます。

- (1) 地域再生基本方針中の「意義」にあるように、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を活かした計画であること
- (2) 地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を行う計画であること
- ② 「5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項 3)地域再生計画の認定 手続」について

地域再生基本方針で定められている「5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項 3)地域再生計画の認定手続」に定められた事項に則っていることが求められます。特に留意すべき事項は以下のとおりです。

- (1) 法令等を遵守しているものであること。
- (2) 地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること。

なお、法第5条第3項で定める地域再生計画の目標を定める場合には、 地域再生基本方針 1の「地域再生の意義及び目標」に適合し、地方公共 団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標 を設定してください。

<参考>地域再生基本方針 1 地域再生の意義及び目標

1) 地域再生の意義

少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備することが重要である。

国は、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定・平成29年12月22日改訂)を定め、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組んでいるところである。また、都道府県及び市町村は、当該戦略を勘案して、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「地方版総合戦略」と総称する。)を定め、地方が自ら考え、責任をもって取り組む事業の本格的な実施を進めているところである。人口減少克服、地方創生実現のために、地域再生の推進に当たっては、地域がそれぞれの地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

国は、このような観点から、①地域の知恵と工夫のサポート・促進、②地方版総合戦略との連携、③地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等、④民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

また、特に全国の地域に共通する重要な政策課題については、地域の自主的・自立的な取組を尊重する支援の仕組みを維持しつつ、国がこれを特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的に支援を行うことにより、効

果的・効率的に全国的な課題解決を図ることが必要である。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を 実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。

- ① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること
- ② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること

2) 2号基準(当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生 の実現に相当程度寄与するものであると認められること。)

地域再生基本方針 1の「地域再生の意義及び目標」に適合した地域再生 を図るために必要な事業が記載されていることをもって判断します。

また、特定地域再生事業を記載している場合には、地域再生計画に記載された特定地域再生事業の実施により、特定政策課題の解決に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断します。

3)3号基準(円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。)

地域再生計画の認定を受けた後、地域再生計画に基づく事業が確実に実行に移 され、地域再生が図られることを担保するため、事業の主体の特定状況と事業の 実施スケジュールについて判断するものです。具体的には、地域再生基本方針で 定められているとおり、地域再生を図るために行う事業について、

- (1) 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと。
- (2) 事業の実施スケジュールが明確であること。

をもって判断します。

(1) の「事業の主体が特定されている」とは、主体となる具体の法人、個人等が既に定まっていることを指しますが、「特定される見込みが高い」状況としては、例えば次のようなものが想定されます。

なお、いずれの場合であっても原則として1年以内に主体が特定されることが 求められます。

- ア 実施しようとする事業が過去繰り返し行われており、今後も同様な状況が継続する見込みであることから、主体が特定される蓋然性が極めて高い状況
- イ 地域再生計画認定申請までに、主体となりうる者との調整が進んでおり、ま もなく特定されることが確実な状況
- ウ 入札やコンペ等、主体を特定するための手続のスケジュールが明確であり、 その履行が確実である状況
- (2) の「事業の実施スケジュールが明確であること」とは、必ずしも、事業が開始されるまでの期間や事業が実施されている期間の長さについて判断するものではありません。事業の性格や地域再生計画全体の構成により、適切な事業の実施期間は異なるものであることから、地域再生計画を作成する地方公共団体が適切に判断することになります。

まち・ひと・しごと創生交付金(地方創生推進交付金)等予算上の制約がある 支援措置については、事業実施のための地元調整が不十分である、事業実施の見 込みが無い等の問題が明らかな場合は、スケジュールが不明確なものとして扱う ことになります。

2-2 関係行政機関の長による同意について

内閣総理大臣は地方公共団体から申請のあった地域再生計画を認定すべきである と判断した場合は、期限を付して、支援措置の適用について、関係行政機関の長に 同意を求めることとしています。

関係行政機関の長は、所管する法令等への適合性及び諸計画との整合性の観点から同意を行うものとしますが、同意の判断に必要となる書類等は、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)にて詳述します。

第3章 認定申請手続等について

3-1 認定申請に必要な書類

認定申請に必要な書類は、規則第 1 条等で定めており、具体的には次のとおりです。

- 地域再生計画認定申請書(変更認定申請の場合は地域再生計画の変更の認定申請書)
- 新旧対照表(変更認定申請の場合のみ)
- 地域再生計画
- 添付書類の一覧(目次)
- 区域の図面
- 工程表及びその内容を説明した文書
- その他必要資料個々の添付書類の説明については、以下のとおりです。

<u>1)地域再生計画認定申請書(変更認定申請の場合は地域再生計画の</u> 変更の認定申請書)

規則別記様式第1(章末書式3-1)(変更認定申請の場合は規則別記様式 第2(章末書式3-3))を使用してください。

2) 新旧対照表(変更認定申請の場合のみ)

章末書式3-4を使用してください。

3)地域再生計画

規則別記様式第1(章末書式3-2)に掲げる項目に従い、本マニュアル、 地域再生計画認定申請マニュアル(各論)、各支援措置に係るガイドライン等 を熟読の上、作成してください。

4) 添付書類の一覧(目次)

5)から7)までの各添付書類の一覧を作成してください。本マニュアル付録4を参考にしてください。

5) 区域の図面(地域再生計画に含まれる行政区画を表示した図面又は方位、縮尺、目標となる地物及び計画区域を表示した付近見取図)

地域再生計画の範囲を明らかにするために必要な図面を添付書類として求める ものです。本マニュアル付録1の「地図A」及び「地図B」を参考にしてくださ い。いずれの地図を添付するかは、以下のとおりです。

- a) 地域再生計画の範囲が市域、県域等の行政界と一致する場合 単に行政区画を表示した図面で足りることとします。
 - → 地図Aを添付
- b) 地域再生計画の範囲が市域、県域等の行政界と異なる場合 行政界の一部を切り取って地域再生計画の範囲とする場合は、紛れがないよ うに、方位、縮尺、目標となる地物とともに区域を表示する図面も求めます。
 - → 地図Aに加えて、地図Bも添付

6) 工程表及びその内容を説明した文書

3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。本マニュアル付録2の「工程表」を参考にしてください。

ここには、各事業(関連事業を含む。)の工程を示すだけでなく、事業相互の 関連を明確にし、地域再生計画全体として何がどのような手順で達成されるのか が明らかとなるようにしてください。

工程表として図示するとともに、地域再生計画の全体像が明らかになるように 文章でも記述してください。

<u>7)その他必要資料</u>

地域再生計画に記載する支援措置により必要となる資料が異なりますので、規則第 1 条、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)、各支援措置に係るガイドライン等を参照願います。

3-2 認定申請書類の作成要領

認定申請に必要な書類は、A 4 縦の用紙に横書き(工程表はA 4 横の用紙に横書き)を基本とし、12ポイント程度の見やすいフォント(MS明朝又はMSゴシック)を使用してください。

1)地域再生計画認定申請書等

- ① 地域再生計画認定申請書
 - ・ 地域再生計画の認定申請に当たっては、章末書式3-1 (規則別記様式第 1)を使用してください。
 - 複数の地方公共団体が申請主体である場合は、連名で記入してください。

② 地域再生計画の変更の認定申請

- ・ 地域再生計画の変更の認定申請に当たっては、章末書式3-3 (規則別記様式第2)を使用してください。
- ・ 「変更事項の内容」は、章末書式3-4に従って記載し、地域再生計画の 変更の認定申請書に添付して提出してください。

2) 地域再生計画(計画の本体)

- 地域再生計画は、章末書式3-2 (規則別記様式第1)を使用してください
- 計画書にはページ番号(計画書の下部)を必ず付してください。
- ・ 地域再生計画の区域や目標等が共通する場合には、複数の支援措置を同一の 計画書に記載することも可能です。

【重要】地域再生計画の記載に当たってのポイントは次のとおりです。

(1) 「1 地域再生計画の名称」について

認定申請する地域再生計画の特徴や独自性を端的に表現する名称としてください。表現に制限はありませんが、冗長なものは避けてください。

なお、地域再生計画を認定した際に官報にて告示をする都合上、名称の記載等について変更を要請する場合(記号・環境依存文字が使用されている場合等)がありますので、御了承ください。

また、地域再生計画の名称が2行に及ぶ場合については、改行を行わず記載してください。

(2) 「2 地域再生計画の作成主体の名称」について

地域再生計画を作成し、認定申請を行う地方公共団体の名称を記載してください(町村及び東京23区の場合、都道府県名から必ず記載してください。)。 複数の地方公共団体が共同で申請をする場合には、連名で記載してください(記載順序は全国地方公共団体コード順とする。)。

なお、地域再生計画を認定した際に官報にて告示をする都合上、名称の記載 等について変更を要請する場合がありますので、御了承ください。

記載例

市の場合:〇〇市

町村の場合:〇〇県〇〇郡〇〇町(村)

(3) 「3 地域再生計画の区域」について

認定申請する地域再生計画の区域を記載してください。区域は、実際に事業を行う区域のみでなく、地域再生計画による取組の効果が波及する区域を設定してください。記載方法については、地域再生計画を作成する地方公共団体が必要な範囲で誤解が生じないように定めてください(例:「〇〇市の全域」、「〇〇県〇〇郡〇〇町の区域の一部(△△地区)」等)。

(4)「4 地域再生計画の目標」について

地域再生基本方針 1の内容(地域再生計画の意義及び目標)と地域再生計画の内容の整合性を勘案し、地域再生計画に記載された取組を通じて達成すべき目標を簡潔かつ端的に、次の【目標の設定に当たっての留意事項】を参考に、表を用いて記載してください。

その際、原則として、定量的な値・指標を用いることとし、地域再生計画の

計画期間満了時等に地方公共団体が効果測定を容易に実施することができるよう、具体的に設定してください。また、目標については、明確な見通しのもと、関係者とも事前に十分な調整を行った上で策定するよう努めてください。加えて、構造改革特別区域計画等の他の計画を併せて認定申請しようとする場合は、それらの計画において実施される取組を含めた総論としての目標が記載されるようにしてください。

【目標の設定に当たっての留意事項】

一般的に、目標の設定に当たっては、SMART (Specific、Measurable、

Achievable、**R**elevant、**I**ime-bound)な**アウトカム指標**を設定することが望ましい とされています。地域再生計画の目標の記載に当たっても、以下に記載するように 、これに留意して設定するよう努めてください。

① 明確かつ具体的であること (Specific)

地域再生計画に記載された取組によって達成されるべき状態について、明確かつ具体的に記載するようにしてください。したがって、「地域経済の活性化」といった不明確な指標は避けるようにしてください。

② 測定可能であること (Measurable)

原則として定量的な指標を用いることとし、地域再生計画の計画期間中や計画 期間終了時等に、地方公共団体が効果測定を容易に実施することができるように してください。

③ 達成可能であること (Achievable)

明確な見通しの下で身の丈に合った目標とするとともに、関係者とも事前に十分な調整を行った上で記載するようにしてください。

4 整合的であること (Relevant)

地域再生基本方針 1 の内容(地域再生計画の意義及び目標)や地方版総合戦略に掲げる基本目標との整合性を勘案しつつ、設定する目標と地域再生計画による 具体的な取組との間で目的・手段関係が成立していることに留意してください。

⑤ 期限が明確であること (Time-bound)

各目標について、いつまでに実現するのかを明確に記載してください。

具体的な目標の設定に当たっては、次の設定事例を参考にしてください。

① 「就業機会の創出」に資する事業を実施する際の目標設定事例

ア A事業による雇用創出数

: 2018年度 O 人→2021年度141人(累計)

事業の名称	A事業	基準年月
KPI	雇用創出数	基 华平月
申請時	0人	2019年 3 月
2019年度	19人	2020年 3 月
2020年度	46人	2021年 3 月
2021年度	76人	2022年3月

※目標設定の考え方

事業者・求職者へのセミナーや地域資源を活用した商品開発等を通じて地域の雇用機会の創出を目指すA事業の実施に当たり、同事業による雇用創出数を目標とするもの。毎年度、同事業を活用した事業者・求職者へのアンケート調査等により効果測定を実施するとともに、地域の関係者から構成される協議会において評価を行う。

イ B事業によるサテライトオフィス利用の進出企業数

: 2018年度 O 社→2021年度 4 社(累計)

事業の名称 B事業		甘淮午日
KPI	サテライトオフィス利用の進出企業数	基準年月
申請時	O社	2019年3月
2019年度	O社	2020年 3 月
2020年度	1 社	2021年3月
2021年度	3 社	2022年3月

※目標設定の考え方

空き物件、遊休施設等をサテライトオフィスとして整備する事業を実施するに当たり、同事業による進出企業数を目標とするもの。毎年度、サテライトオフィス利用申請企業の登記状況を調査するとともに、外部有識者による評価を行う。

② 「経済基盤の強化」に資する事業を実施する際の目標設定事例

ア C事業によるD町農業所得の増加

: 2018年度 O 千円→2023年度5, 500千円

事業の名称	C事業	
KPI	D町農業所得	基準年月
	(果実類・芋類・野菜類)	
申請時	0千円	2019年 3 月
2019年度	4,500千円	2020年 3 月
2020年度	4, 750千円	2021年 3 月
2021年度	5,000千円	2022年3月
2022年度	5, 250千円	2023年3月
2023年度	5,500千円	2024年3月

※目標設定の考え方

公共下水道と浄化槽の整備により水質改善を図り、きれいな水による新鮮で安全な 野菜の生産を目指す取組の実施に当たり、対象地域の農産物に係る農業所得の増加を 目標とするもの。国の統計調査(生産農業所得統計調査)に合わせて調査・集計を行 うとともに、地方公共団体、関係機関等による協議会において評価を行う。

イ E事業による支援対象企業の製造品出荷額の増加

: 2018年度 O 千円→2021年度21,000千円

事業の名称	E事業	甘淮左日
KPI	支援対象企業の製造品出荷額	基準年月
申請時	0千円	2019年 3 月
2019年度	7,000千円	2020年 3 月
2020年度	14,000千円	2021年3月
2021年度	21,000千円	2022年3月

※目標設定の考え方

新商品開発、販路拡大等の支援により地域の稼ぐ力の向上を目指す取組の実施に当たり、支援対象企業の製造品出荷額の増加を目標とするもの。毎年度、国の統計調査 (工業統計調査)に合わせて調査・集計を行うとともに、地方公共団体、関係機関等による審議会において評価を行う。

ウ F事業によるG地域における観光入込客数

: 2018年度11万人→2023年度20万人

事業の名称	F事業	基準年月
KPI	G地域の観光入込客数	基华 平月
申請時	11万人	2019年 3 月
2019年度	16万人	2020年 3 月
2020年度	17万人	2021年3月
2021年度	18万人	2022年3月
2022年度	19万人	2023年3月
2023年度	20万人	2024年3月

※目標設定の考え方

史跡周辺の景観整備・施設整備、ガイド育成、イベント開催等を通じて地域の観光 振興を目指す事業を実施するに当たり、観光入込客数を目標とするもの。毎年度、特 定主要施設及びイベントの入込客数を調査・集計するとともに、産官学金労言による 委員会において評価を行う。

③ 「生活環境の整備」に資する事業を実施する際の目標設定事例

ア H事業による I川(J地点)のBOD75%値の改善

: 2018年度0.9mg/l→2023年度0.5mg/l

事業の名称	H事業	甘淮左日
KPI	I川(J地点)のBOD75%値	基準年月
申請時	0.9mg/l	2019年3月
2019年度	0.9mg/l	2020年 3 月
2020年度	0.8mg/l	2021年3月
2021年度	0.7mg/Q	2022年3月
2022年度	0.6mg/l	2023年3月
2023年度	0.5mg/Q	2024年3月

※目標設定の考え方

生活雑排水が川に流入することを防止するために汚水処理施設を整備する事業を実施するに当たり、特定地点でのBOD(生物化学的酸素要求量)75%値の改善を目標とするもの。中間年度及び計画期間終了後に、都道府県が実施する水質調査に基づき効果測

定を行うとともに、関係機関・地域住民による地域再生協議会において評価を実施する。

イ K事業によるL地域の地域コミュニティ組織数

: 2018年度0団体→2021年度30団体

事業の名称	K事業	基準年月
KPI	L地域の地域コミュニティ組織数	基华 平月
申請時	O団体	2019年 3 月
2019年度	10団体	2020年 3 月
2020年度	20団体	2021年 3 月
2021年度	30団体	2022年3月

※目標設定の考え方

地域コミュニティによる地域の自主活動、助け合い等を強化するためのコミュニティマネジャー養成事業を実施するに当たり、新規地域コミュニティ組織数を目標とするもの。毎年度、各地区に配置されたコミュニティ支援員に聞き取り調査を実施するとともに、産官学金労言による検証会議において評価を行う。

(5) 「5 地域再生を図るために行う事業」について

- ① 「5-1 全体の概要」では、地域再生計画に記載した取組の全容(5-2以降に記載する事業の概要)が読み取れるように概要を記載してください (同一の地域再生計画内に各事業についての記載がある場合は、当該記載の 転記又は引用でも差し支えありません。)。複数の事業が相まって効果を発揮することを想定している場合、総論としてそれぞれの事業の関連性について記載してください。
 - ※ 地域再生計画全体の概要ではございませんので御注意ください。
- ② 「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」では、
 - ・ まち・ひと・しごと創生交付金(地方創生推進交付金)
 - ・ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業(地方創生応援税制(企業版ふる さと納税))に関連する寄附を行った法人に対する特例
 - 地域再生支援利子補給金
 - 特定地域再生支援利子補給金
 - 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制
 - 地方債の特例

- 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
- 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例
- 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置
- 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置
- 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例
- 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例
- 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例
- 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例
- 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例
- 地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例
- 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

といった個々の取組ごとに、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)に基づき記載してください。

なお、該当する事業がない場合は、「該当なし」と記載してください。

③ 「5-3 その他の事業」のうち「5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置」では、連動施策のうち地域再生計画認定申請マニュアル(各論)でB又はCから始まる支援措置番号が付されているものについて、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)を参照し、必要となる事項を記載してください。

なお、該当する事業がない場合は、「該当なし」と記載してください。

④ 「5-3 その他の事業」のうち「5-3-2 支援措置によらない独自の取組」では、 $5-3\cdot5-3-1$ のいずれにも属さない地域独自の取組等について記載してください。

なお、地域再生計画の認定申請をするに当たっては、原則として地域独自の取組等と相まって効果を発揮するよう申請主体の創意工夫が読み取れるように記載してください。また、支援措置を含まない事業や支援措置を活用することを明示しない事業については、記載されている当該事業の実施自体に認定の効果はありません。

(6) 「6 計画期間」について

地域再生計画において掲げる目標を達成するための取組に要する期間として、始期と期間を示してください(例:地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで)。計画期間の設定に当たっては、地域再生計画に記載した取組を実施するために必要となる合理的な期間として概ね5年程度を設定してください。

(7) 「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」について

次の【7の記載に当たっての留意事項】を参考に、地域再生計画の計画期間中及び計画期間満了時の段階において、地域再生計画で掲げた目標等の効果測定を図るために必要となる指標の入手方法や、入手した指標をどのように活用して評価を行うのか記載し、どこで、どのように評価の結果を公表するのかを具体的に記載してください。

なお、「4 地域再生計画の目標」で前述したように、取組及び目標の効果 測定に当たっては重要業績評価指標(KPI)の手法を用いる等の工夫を行い 、現実的かつ平易な方法で効果測定できるよう記載してください。

【7の記載に当たっての留意事項】

- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項
 - 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法
 - ※ 4で掲げる指標の算出(入手)方法や指標を踏まえて誰が、いつ、どのように評価を行うのかについて可能な限り詳しく記載してください。
 - ※ 目標数値については計画期間中、毎年把握に努めて頂くため、認定主体が実際に効果測定をする際に過度な負担が生じないよう、指標の設定、指標の算出(入手)方法、評価の行い方については申請の段階からよく検討することが望ましいと思われます。また、計画期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、継続的に計測及び評価を行うことができるような指標についてよく検討するようにしてください。
 - ※ 目標の達成状況については、設定した全ての指標について測定するとともに評価を実施してください。
 - ※ 事業開始前の基準値及び目標に対する実績値については、同一の測定方法で実施してくだ さい。
 - 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容
 - ※ 4で掲げる指標の評価手法等について理解できるような説明を工夫して適宜記載してください。
 - ※ 評価は毎年度実施することに努めてください(少なくとも中間年度及び最終年度は実施してください。)。

7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

※ 7-1及び7-2で掲げた評価結果等について、誰が、いつ、どのように公表するのかについて可能な限り詳しく記載してください。

3-3 認定を受けた地域再生計画の公表について

地域再生基本方針5 3) ⑤において、透明性の確保の観点から、「認定を受けた地域再生計画については、内閣府においてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、地方公共団体のホームページ等においてもその内容を閲覧できるようにすることが望ましい」としており、地域再生計画認定後は、当該地域再生計画を適切な方法により公表するよう努めてください。

3-4 章末書式

章末書式3-1	地域再生計画認定申請書(規則別記様式第1)・・・・	3 1
章末書式3-2	地域再生計画(規則別記様式第1)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
章末書式3-3	地域再生計画の変更の認定申請書(規則別記様式第2)・	3 3
章末書式3-4	地域再生計画の変更の認定申請書 別紙 ・・・・・・	3 4

(章末書式3-1 地域再生計画認定申請書(規則別記様式第1)) 地域再生計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名
印

地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(章末書式3-2 地域再生計画(規則別記様式第1))

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
- 3 地域再生計画の区域
- 4 地域再生計画の目標
- 5 地域再生を図るために行う事業
 - 5-1 全体の概要
 - 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業
 - 5-3 その他の事業
 - 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置
 - 5-3-2 支援措置によらない独自の取組
- 6 計画期間
- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項
 - 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法
 - 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容
 - 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

(章末書式3-3 地域再生計画の変更の認定申請書(規則別記様式第2))

地域再生計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名
印

年 月 日付けで認定を受けた地域再生計画について下記のとおり変更したいので、地域再生法第7条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項

地域再生計画 」に係る2の変更 【注:記載例】

2. 変更の内容

別紙の新旧対照表のとおり。 【注:記載例】

- 注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
 - 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

(2018年12月21日 適用)

第4章 地域再生協議会について

4-1 地域再生協議会の設置について

地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会を任意に組織することができることとされています(法第12条第1項)。

地域再生に資する事業を行おうとする者等(支援措置を活用して事業を行おうとする者等)は、地方公共団体に対して、地域再生協議会の組織を要請することができます(法第12条第5項)。

この地域再生協議会を組織することの要請に対し、地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応ずる必要があります(法第12条第6項)。

また、地方公共団体は、地域再生協議会を組織したときは、以下の事項について 遅滞なく、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方 法により、公表することとされています(法第12条第7項)。

- (1) 地域再生協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (2) 地域再生計画の目標の案その他地域再生計画の作成の方針又は認定地域再生計画の概要

<u>4-2 地域再生協議会を組織することの要請に当たっての手続について</u>

地域再生協議会を組織することの要請に当たっては、要請を行おうとする者は、 地域再生計画を作成することとなる地方公共団体に対し、以下の内容を記載した書 面を提出することにより、行うものとします。

- (1) 地域再生計画の内容との関連性を含めた、協議会の組織を要請することの必要性
- (2) 協議会に加えるべき者の案
- (3) 協議会における協議項目の概要

4-3 地域再生協議会の役割・効果

地域再生協議会では、地域再生計画に基づき実施する事業内容、計画の期間、計画の区域をはじめとして、その地域の地域再生に向けた取組全般について協議会の構成員の間で意思疎通・意見調整を行います。

地域再生協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果 を尊重することとされています。

また、地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、地域再生協議会が組織されているときには、地域再生協議会で協議を行わなければならず、地域再生計画の認定申請の際に、当該協議の概要を添付することとされています (認定された地域再生計画を変更するときも同様です。)。

4-4 地域再生協議会の構成員について

- ① 必須の構成員
 - (1) 地域再生計画の作成主体である地方公共団体
 - (2) 地域再生推進法人
 - (3) 地方公共団体と連携して地域再生計画に記載された事業を実施し、又は実施すると見込まれる者(株式会社、地域の大学、特定非営利活動法人、地域再生支援利子補給金の支給を受ける指定金融機関等)

② 事業内容に応じて参加する構成員

- (1) 作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に密接な 関係を有する者(地縁による団体、商工会又は商工会議所、地域の金融機関、 地域で活動する特定非営利活動法人、都道府県公安委員会、地元商店街又は地 域住民、医師会などの地域の医療・介護関係者等)
- (2) その他当該地方公共団体が必要と認める者(地域再生に知見を有する有識者等)
 - ※ 地方公共団体は、地域再生協議会の構成員を選定するに当たっては、地域の関係者の意見を広く集約し、地域全体で地域再生の取組を推進するため、地域の多様な意見が適切に反映されるように配慮してください。

③ 構成員となるための申出

地域再生に資する事業を行おうとする者等(基本方針別表に掲げる支援措置を 受けて事業を行おうとする者等)は、地方公共団体が組織した地域再生協議会に 自己を構成員として加えるよう申し出ることができます(法第12条第8項)。

この場合、申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該

申出に応ずることとなります(法第12条第9項)。

④ 地域再生土地利用計画の作成に係る構成員

地域再生土地利用計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議 を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加 える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 農業委員会(認定を受けた市町村に農業委員会が置かれていない場合を除く。)
- (3) 都道府県農業委員会ネットワーク機構(整備誘導施設用地のうち、農地転用 を行う面積が30aを超える場合に限る。)
- (4) 地域再生拠点区域の全部又は一部が農用地区域内にある場合にあっては、当該地域再生拠点区域を含む農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区(土地改良区連合を含む。(5) において同じ。)
- (5) 地域再生拠点区域の全部又は一部が土地改良区の地区内にある場合((4)の場合を除く。)にあっては、当該土地改良区
- (6) 地縁による団体(地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体であって、同条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下この(6) において同じ。)の区域の全部又は一部が集落生活圏の区域内にある場合にあっては、当該地縁による団体の代表者又はこれに準ずる者
- (7) 地域再生土地利用計画に公共の用に供する施設に関する事項が記載される場合にあっては、当該公共の用に供する施設を管理することとなる者
- ⑤ 生涯活躍のまち形成事業計画の作成に係る構成員

生涯活躍のまち形成事業計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 法第17条の34の旅館業法の特例を利用する場合、厚生労働省関係地域再生法施行規則(平成28年厚生労働省令第94号。以下「厚労省令」という。)第1条第1項各号に規定される者
- (3) 法第17条の33第2項及び第4項の地域密着型サービス事業等に係る指定の特例を利用する場合、厚労省令第1条第2項に規定される者(任意)

⑥ 地域農林水産業振興施設整備計画の作成に係る構成員

地域農林水産業振興施設整備計画を作成するに当たっては、地域再生協議会に おける協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以 下の者を加える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 農業委員会(認定を受けた市町村内に農業委員会が置かれていない場合を除く。)
- (3) 都道府県農業委員会ネットワーク機構(地域農林水産業振興施設用地のうち、農地転用を行う面積が30aを超える場合に限る。)
- (4) 地域農林水産業振興施設を整備する土地が農用地区域内の土地である場合にあっては、当該土地を含む農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区(土地改良区連合を含む。(5) において同じ。)
- (5) 地域農林水産業振興施設を整備する土地が土地改良区の地区内の土地である場合((4) の場合を除く。) にあっては、土地改良区

4-5 その他

地域再生協議会の運営の方法、運営に係る費用の負担等については、協議会が定めることとされています。

第5章 地域再生推進法人について

5-1 地域再生推進法人の指定について

特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次項の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人として指定することができます(法第19条第1項)。

また、地方公共団体は、地域再生推進法人を指定したときは、以下の事項について、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することとされています(法第19条第2項)。

- (1) 地域再生推進法人の名称
- (2) 地域再生推進法人の住所、事務所の所在地

なお、地域再生推進法人が上記(1)、(2)を変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に届け出る必要があり、地方公共団体の長はその届出があったときは、同じく公表することとされています(法第19条第3項及び第4項)。

5-2 地域再生推進法人の業務について

地域再生推進法人は以下の業務を行います。

- (1) 地域再生の事業を行うものに対し、情報の提供、相談その他の援助を行う
- (2) 地域再生計画に記載された事業を行い、又は当該事業に参加する
- (3) 地域再生計画に記載された事業に有効に活用できる土地の取得、管理及び譲渡を行う
- (4) 地域再生推進に関する調査研究を行う
- (5) その他、地域再生の推進のために必要な業務を行う

5-3 地域再生推進法人の範囲について

法第19条に定める「特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人」の例は下記のとおりです。()書きは根拠法令。

- 一般社団法人・財団法人(一般社団・財団法人法)
- 公益社団法人・公益財団法人(公益法人認定法)
- 特例民法法人(民法)
- 学校法人• 準学校法人(私立学校法)
- 国立大学法人(国立大学法人法)
- 公立大学法人(地方独立行政法人法)
- 社会福祉法人(社会福祉法)
- 医療法人(医療法)
- 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法)
- 農業協同組合、農事組合法人(農業協同組合法)
- 商工会(商工会法)
- 商工会議所(商工会議所法)
- 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会(森林組合法)

第6章 地域再生の推進に係る提案制度について

6-1 趣旨について

現場の声をより重視した地域再生の推進を図るため、法第4条の2の規定に基づき、地方公共団体や民間事業者等から定期的に地域再生の推進に資する財政・金融・税制上の支援措置等、既存の施策体系の改善につながる提案を募集するものです。

6-2 提案の効果について

新たな措置に関する提案が、我が国の施策体系の改善といった制度改革に繋がり、地域の自主性・主体性のある地域再生を一層推進させることが重要です。

特に、国が新たな支援措置を講ずる場合は、地方公共団体が自主的かつ総合的に 広く担えるようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課 題に取り組むことができるようにする必要があります。

6-3 新たな措置の提案に関する手続について

地域再生の推進に資する施策の提案は、以下の手続により行います。

- 提案主体
 - 地方公共団体、民間事業者、個人などどなたでも提案可能です。
- ② 提案募集の回数
 - 毎年度1回行います。
- ③ 募集時期・提案募集の様式
 - 内閣府地方創生推進事務局のホームページをご確認ください。
 - URL http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html
- ④ 提案に当たっての相談体制
 - 内閣府地方創生推進事務局では、提案に向けた相談に応じるものとし、相談に 当たって、必要な情報提供を関係府省庁から受けることになっています。
- ⑤ 提案募集後の流れ

受け付けた提案については、内閣府地方創生推進事務局が実現に向けて関係省 庁と調整を行い、必要な措置を講じることになります。

この場合、関係省庁の範囲は、各省庁の意見を聴いた上で内閣府地方創生推進 事務局において決定します。

付録

付録 1

〇 区域の図面

・地図A:計画区域が、県や市町村全域の場合

地図B:計画区域が、市町村の区域の一部の場合

付録 2

〇 工程表

一般的な工程表の作成例

付録 3

〇 実施主体の特定の状況

- ・主体が既に特定されている場合
- ・主体が特定されていない場合

付録 4

〇 添付書類の一覧(目次)

付録 5

○ 地域再生計画の区域の範囲の記載方法

付録 6

○ 地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱(案)

付録 7

○ 地域再生計画本文の一般的な記載イメージ

付録 8

○ 地域再生計画の作成方法(ポイント集) 【地方創生推進交付金のみ活用】

付録 9

○ 地域再生計画の作成方法(ポイント集) 【地方創生拠点整備交付金のみ活用】

付録 10

〇 地域再生計画の作成方法(ポイント集) 【地方創生応援税制のみ活用】

付録 11

○ 「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」及び「生涯活躍のまち形成事業計画に よるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定」を活用する場合の地域再生計 画本文記載イメージ ※地図は市町村の区域等が明示され、第三者が位置関係を理解できる内容となるよう 配慮してください。

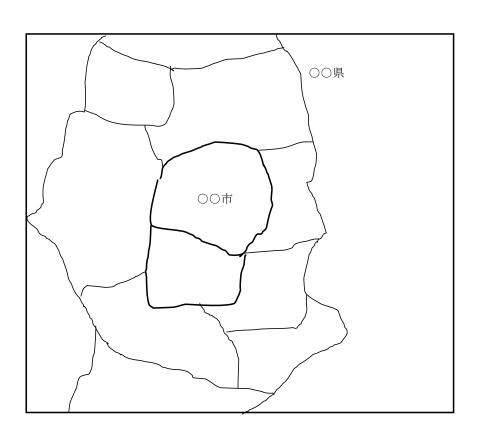
地図A 計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面 (計画の区域が、県や市町村の全域の場合)

(1)区域の図面

地図A 計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面

地域再生計画の名称:〇〇〇

地域再生計画の区域:〇〇市の全域

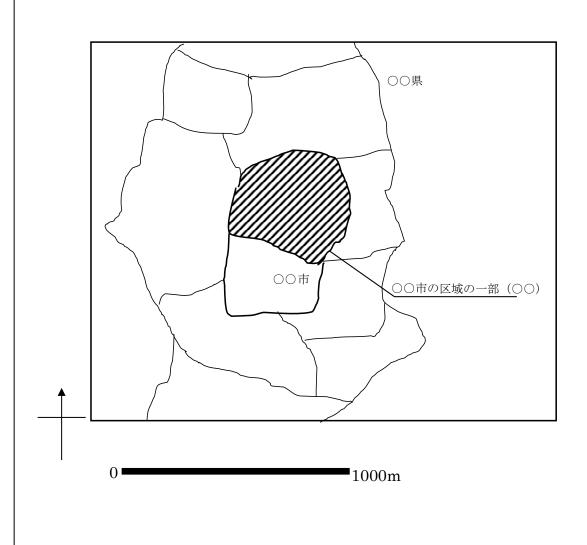


地図B 方位、縮尺、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図 (計画の区域が、市町村の区域の一部の場合)

地図B 方位、縮尺、目標となる地物及び地域再生計画の区域を表示した付近見取図

地域再生計画の名称:〇〇〇

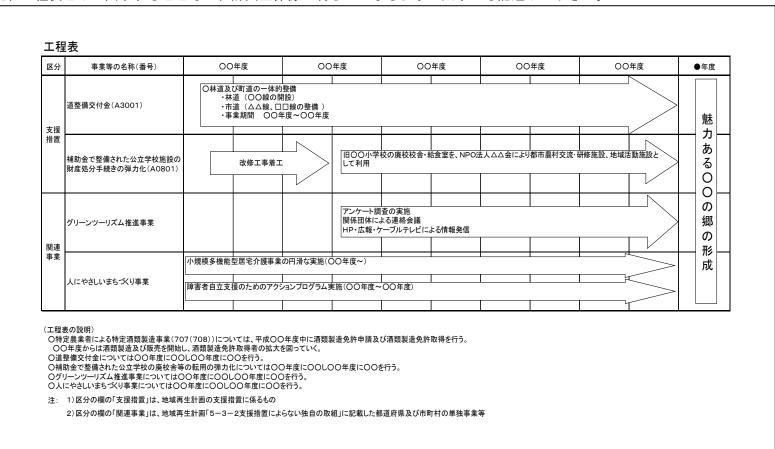
地域再生計画の区域:〇〇市の区域の一部(〇〇)



工程表 (例)

各事業(関連事業を含む)の工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるように記載して下さい。

また、工程表として図示するとともに、計画全体像が明らかになるように文章でも記述して下さい。



実施主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

名称	OO会社(又は法人) (代表者 OO OO)
住所	OO市△△町 ×-×-×
概要	設立: 〇〇年〇月〇日 業種: サービス業 業務概要: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

② 主体が特定されていない場合

これまでの 調整状況	〇年〇月	○○市地域再生構想検討委員会設置 △△関係事業者(○社)への意向調査 △ 社が参加意向を示す。 司検討委員会提言 △△事業の事業者については、コンペで選定 すべきことが提言された。
特定する方法	る。	の の
今後の予定	○年○~○月○年△~△月○年×月△年○月~	選定委員会、審査結果の公表 →支援措置を受ける主体の特定

添付資料の一覧(目次)

添付する書類については、その一覧性を確保する観点から添付資料の一覧(目次)を作成してください。

添付資料の一覧(目次)

- (1)区域の図面
- (2) 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文章
- (3) ●● (認定申請マニュアル (各論) に記載の必要書類)

注)(3)以降については必要な場合のみ。

※「地域再生計画の区域の範囲」の記載方法

官報への掲載内容に合わせ、以下のとおり

「〇〇の全域」または「〇〇の区域の一部(〇〇)」

- ・順番は地方公共団体コード順
- ・市には都道府県名を付けない
 - (例) ○○市の全域
- ・町村については最初のみ県名、郡名を付ける
 - (例) ○○県△△郡□□町及び◇◇町の全域)
- ・市のまとまりと郡部(町村)のまとまりを「並びに」で結ぶ
 - (例) ▽▽市並びに○○県△△郡□□町及び◇◇町の全域

「及び」と「並びに」について

- ・2つをつなぐときは「及び」を使う
 - (例)○○県及び△△市
- ・3つ以上で同じ段階のものをつなぐときは、「、」でつないで最後だけ「及び」とする
 - (例) ○○県△△郡□□町、◇◇町及び◎◎町
- ・段階が違うものを結ぶときは、一番小さい結びを「及び」、それ以外は「並び に」でつなぐ
 - (例1) ○○県並びに○○県△△郡□□町及び▲▲郡■■町
 - (例 2) ○○県並びに○○県▲▲郡■■町及び××町
 - (何 3) \bigcirc \bigcirc 県、 \triangle \triangle 市及び \bigcirc \bigcirc 市並びに \bigcirc 県 \blacktriangle 本郡 \blacksquare \blacksquare 町、 \bigcirc 町及び \diamondsuit \diamondsuit

大

小

<u>町</u>、<u>◎</u>◎郡●●町、<u>◇◇町及び☆☆町</u>並びに<u>★★郡※※町及び‡‡村</u> 小 中 小

この要綱は、一般的な記載例として掲載しているものであり、確定したものではありません。指定に際し、適宜修正の上、ご活用下さい。

○○市地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第19条第1項 の規定に基づく地域再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

- 第2条 法第19条第1項の規定による地域再生推進法人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、地域再生推進法人申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 定款
 - (2)登記事項証明書
 - (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
 - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (7) 地域再生推進法人に指定される以前の地域再生に資する活動の実績を示す書面
 - (8) 法第20条に規定する業務に関する計画書
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、地域再生推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

- 第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の 各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第19条第1項の規定により、当該申請者を地 域再生推進法人として指定するものとする。
 - (1) 法第19条第1項に規定する法人又は会社であること。
 - (2) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
 - (3)業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- 2 市長は、申請者を地域再生推進法人として指定した場合は、地域再生推進法人指定書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

- 第4条 法第19条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第3号)により 行うものとする。
- 2 地域再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

- 第5条 地域再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支 予算書を市長に提出するものとする。
- 2 地域再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、○○年○○月○○日から施行する。

地域再生推進法人指定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) ○○市長 殿

法人の住所

法人の名称 代表者氏名 事務所の所在地

印

地域再生法第19条第1項の規定による地域再生推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書及び収支決算書並びに貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 指定前の地域再生に資する活動実績を示す書類
- 8 指定後の予定業務に関する計画書
- 9 その他業務に関し参考となる書類

地域再生推進法人指定書

	の住所 の名称	様		市第○○号
		様		
法人	の名称	様		
			○○市長	印
			ては、審査の結果適正である 法人として指定します。	るので、地域再生
1 3	指定番号:			
2	法人の名称:			
3	法人の住所:			
4	事務所の所在地:			
5	業務:			

名称等変更届出書

	(あて	先)(00	市長		殿				○○年○○	月〇〇日
								生推進法人 生推進法人 氏名			印
	地域	再生活	去第	19条	第3	3項の規定は	こより届け出	ます。			
指	定年月	月日・	・指	定番	号	〇〇年〇	〇月〇〇日	○○市第○) ○ 号		
変	更う	5 定	年	月	日	○○年○	○月○○日				
変	更	す	る	事	項	□法人の	名称 □住所	□代表者の)氏名 🗆	事務所の所在	地 □その他
変	更	の	ı	内	容	変更前					
	文	V	ŀ	/ J	台	変更後					
変	更	Ø	3	理	田						

※ 該当する□に、レ印を記入してください。

業務変更報告書

(あて先)○○市長	○○年○○月○○日 殿
	地域再生推進法人の住所 地域再生推進法人の名称 代表者氏名 印
○○市地域再生推進 出ます。	去人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け
指定年月日 • 指定番号	○○年○○月○○日 ○○市第○○号
変更予定年月日	○○年○○月○○日
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

地域再生計画 記載例(共通)

この記載例は、一般的な地域再生計画の記載例です。

- ※1 活用する支援措置等により、記載内容が異なる場合がございますので、地域再生計画の作成に当たっては、必ず活用する支援措置に係る地域再生計画認定申請マニュアル(各論)等のマニュアルを確認してください。
- ※2 地域再生計画は、Word文書で作成してください。一太郎やExcelで作成した地域再生計画は、申請を受け付けることができません。
- ※3 数字は、1桁数字は全角、2桁以上の数字は半角で記載してください。

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

○○○計画

- ・ 地域再生計画の名称は、認定後、官報に掲載されます。
- ・ 計画名称が2行に及ぶ場合は、改行せずに記載してください(調整が必要な場合はスペースではなく、インデントで調整してください。)。
- 半角英数文字、記号及び環境依存文字は使用しないでください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

○○市

- 作成主体が市の場合は、都道府県名を付けずに記載してください。
- 町村又は東京23区の場合は、「〇県〇郡〇町」と、都道府県名から記載してください。

3 地域再生計画の区域

○○市の全域

- 地域再生計画に記載された事業の効果が波及する区域を記載してください(事業を実施する区域のみではありません。)。
- ・ 地方公共団体名の記載方法は、「2 地域再生計画の主体の名称」と同じです。
- ・ 区域を地方公共団体の全域とする場合は、「〇〇市の全域」としてください。
- ・ 区域を地方公共団体の一部とする場合は、「〇〇市の区域の一部(〇〇地区)」等、区域 が特定できる記載としてください(「〇〇の周辺」等、特定できない記載は認められません

。)。

4 地域再生計画の目標

- ・ 構造改革特区等の他の計画を併せて提出する場合は、それらも含めた総論としての目標を 記載してください。
- ・ 地域の現状と、これに紐づく地域の課題を的確に把握し、地域再生計画により解決する方 法及び目標を記載してください。
- できるだけ具体的に記載してください。

4-1 地域の現状

- ・ 地域の地理的及び自然的特性、文化的所産、多様な人材等の地域の特性、資源等を顕在 化させて記載してください。
- ・ 記載する地域の特性、資源等は、網羅的に記載するのではなく、地域の課題に紐づくも ののみ記載することで差し支えありません。
- できるだけ具体的に、データを用いて記載してください。
- ・ 図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

記載イメージ

【地理的及び自然的特性】

○○市は、○○県の山間部、○○市の北西に位置する町である。本市の○% は森林区域であり、中心部を○○川が流れるなど、豊かな自然環境に恵まれて いる。

【産業】

本市は、江戸時代から〇〇川の水運を利用してスギ等の木材を建築用資材として出荷し、最盛期の昭和〇年代には市民の約〇割である〇人が林業を含む木材関連産業に従事する等、林業を基幹産業として発展してきた。しかしながら、平成〇年代以降、輸入木材の台頭・後継者不足により林業は衰退し、平成〇年における木材出荷量は昭和〇年の〇割程度にとどまる。

【人口】

本市の人口は、〇年の〇人をピークに減少が続いており、直近の国勢調査(平成〇年実施)では〇人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所 によると、現状のペースでは、平成〇年には 昭和〇年比で総人口が約〇%減 、生産年齢人口では○%減となる見込みである。([表1]参照)。

(図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。)

[表1] ○市人口推移

出典:総務省「国勢調査」(平成○年)

国立社会保障・人口問題研究所「地域将来推計人口」(平成○年)

4-2 地域の課題

- ・ 地域の現状と紐づく地域の課題を的確に把握し、記載してください。
- ・ 地域の課題は、このまま放置すると、地域再生に支障を来すものであることを具体的に 記載してください。
- できるだけ具体的に、データを用いて記載してください。
- 図表、グラフ等を用いた分かりやすい記載に努めてください。

記載イメージ

本市の人口は、4-1記載のとおり、現在ではピーク時の昭和〇年の人口の約 〇割となっており、このまま人口減少が進行した場合は、市内経済の衰退が懸念 されている。人口の減少は、本市の基幹産業である林業の衰退に伴い、本市内の 雇用の機会が減少したことで、若者の市外への流出(社会減)が進んだことが原 因と考えられる。若者の雇用機会を創出し、生産年齢人口減少を食い止め、ひい ては市内経済の衰退を防止することが、本市の課題である。

4-3 目標

- ・ 「4-2地域の課題」で分析した課題に直接的に応える解決方法及び解決するための取 組の目標を記載してください。
- 目標は、定量的な指標(KPI:数値目標)を記載してください。
- ・ 指標(KPI:数値目標)は可能な限り、割合(〇%増等)ではなく実数(〇千円の増等)とし、かつ、アウトカムベースのものを設定してください。

【概要】

- 地域の課題の具体的な解決方法及び解決するための取組を記載してください。
- 記載する取組は、5-2及び5-3の記載を踏まえたものとしてください。

記載イメージ

4-2に記載した課題に対応するため、本町の豊かな森林資源を活用し、『体験型森林ツーリズム事業』及び『木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業』を一体的なプロジェクトとして実施することで、町内経済の活性化と雇用機会の創出を実現する。あわせて、UIJターンにより本町に移住する若者に対して補助金を交付することで生産年齢人口の転入超過(社会増)を促進し、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

【数値目標】

- ・ 【概要】で記載した目標が達成されているか否かが直接検証できる目標値を設定して ください。
- ・ ②「2地域再生計画の作成主体の名称」で記載した作成主体が作成している地域再生 基本方針及び地方版総合戦略と整合性がとれた目標を設定してください。
- 5-2及び5-3に記載する事業を踏まえた目標を設定してください。
- 目標値は、
 - できる限り実数・アウトカムベース・明確かつ具体的
 - 測定可能達成可能

であるものを設定してください。

目標値は、最終年度の目標値のみでなく、できるだけ毎年度の数値を設定するよう努めてください。

記載イメージ

事業の名称	体験型森林ツーリズム事業	ーリズム事業 大材製品の付加価値向上 及び新規販路の開拓事業								
KPI	森林ツーリズム参加観光客数	木材製品出荷額								
申請時	0人	1億円	2019年3月							
2019年度	1,000人	1億円	2020年3月							
2020年度	4,000人	1億2,000万円	2021年3月							
2021年度	8,000人	1億5,000万円	2022年3月							
2022年度	9,000人	1億6,000万円	2023年3月							
2023年度	10,000人	1億7,000万円	2024年3月							

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3に記載する事業の概要を端的に記載してください。

記載イメージ

本市は、山間部に所在しており、林業を基幹産業としてきた。しかしながら、平成〇年代以後は、輸入木材の台頭等により、林業が衰退したことで雇用の機会が減少し、生産年齢人口の流出が続いてきた。このまま人口減少が進むと、平成〇年には、本市の人口は昭和〇年比で約〇%減となる見込みである。本市の豊かな森林資源を活用し、『体験型森林ツーリズム事業』及び『木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業』を一体的なプロジェクトとして実施することで、市内経済の活性化と雇用機会の創出を実現し、あわせてUIJターンにより本市に移住する若者に対して補助金を交付することで生産年齢人口の転入超過(社会増)を促進し、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- ・ 地域再生法(平成17年法律第24号)第5章に掲げる特別の措置を活用する場合に記載してください。
- ・ 当該特別の措置は、地域再生計画認定マニュアル(各論)において、支援措置番号が【AOO】であるものが該当します。

○ ●●● (○○省): 【A○○】

- ・ 活用する特別の措置ごとに区分して記載してください。活用する特別の支援措置が2つ以上ある場合は、それぞれに(1)、(2)等ナンバリングし、記載してください。
- ・ 具体的な記載方法や記載事項については、必ず活用する支援措置に係る地域再生計画 認定申請マニュアル(各論)等のマニュアルを確認してください。

5-3 その他の事業

- ・ 地域再生を図る事業として行う事業のうち、「5-2第5章の特別の措置を適用して行 う事業」以外の事業がある場合は、記載してください。
- ・ 記載の対象となる事業は、地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定)別表において地域再生計画と連動する施策のうち地域再生法第5章に掲げる特別の措置を除く施策及び「2地域再生計画の作成主体の名称」に記載した地方公共団体が地域再生を図るために独自に実施する事業です。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

○ ●●● (○○省): 【B○○】

- ・ 地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定)別表において地域再生計画と連動する施策のうち地域再生法第5章に掲げる特別の措置(地域再生基本方針5の5)に掲げる地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置)を除く施策を活用する場合に記載してください。
- ・ 当該施策は、地域再生計画認定マニュアル(各論)において、支援措置番号が【 BOO】又は【COO】であるものが該当します。
- ・ 活用する施策ごとに区分して記載してください。活用する施策が2つ以上ある場合は、それぞれに(1)、(2)等ナンバリングし、記載してください。
- ・ 具体的な記載方法や記載事項については、必ず活用する施策に係る地域再生計画 認定申請マニュアル(各論)等のマニュアルを確認してください。
- ・ 当該施策を活用しない場合は、「該当なし」と記載してください。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

- ・ 実施する事業ごとに区分して記載してください。実施する事業が2つ以上ある場合は、それぞれに(1)、(2)等ナンバリングし、記載してください。
- 事業の概要、実施主体及び事業実施期間を必ず記載してください。

記載イメージ

- 〇 若者移住定住促進補助金事業
 - ① 事業概要

UIJターンにより本市に移住する若者に対して補助金を交付することで、生産年齢人口の転入超過(社会増)を促進し、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

2 事業実施主体

〇〇市

③ 事業実施期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から〇年〇月〇日まで

・ 地域再生計画の計画期間は、概ね5年(少なくとも3年以上)として設定してください。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

- 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法
 - 「4-3目標」で設定した目標について、どのように評価を行うか記載してください。
 - · 評価を行う主体を明確にして記載してください。

記載イメージ

4に掲げるKPIである森林ツーリズム参加観光客数及び木材製品出荷額について、実績値を公表する。また、当町の総合戦略策定委員(△×銀行○○支店役員、○○大学教授)により、事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとする。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

- · 評価は少なくとも中間年度及び最終年度に実施してください。
- ・ 評価は毎年度実施することに努めてください。

記載イメージ

毎年度○月に外部有識者(総合戦略策定委員)による効果検証を行い、翌年度 以降の取組方針を決定する。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

・ 地方公共団体のHP等、第三者がアクセスできる媒体で公表することに努めてください

0

記載イメージ

目標の達成状況については、検証後速やかに○○市公式WEBサイト上で公表する。

地域再生計画の作成方法(ポイント集)

【地方創生推進交付金のみ活用】(新規認定申請)

内閣府地方創生推進事務局

前回認定(第49回認定)からの変更点

地域再生計画の認定実務の運用を見直し、前回認定(第49回認定)から以下の点について変更を行い、 地域再生計画の作成に係る事務負担の軽減を図っています。

- □ 記載事項の簡略化
 - 「5-1 全体の概要」において、記載内容が5-2の③と同一である場合は、当該項目を引用する旨の記載で差し支えないこととしました。
 該当ページ:12
 - 「5-2の① 事業主体」において、記載内容が2と同一である場合は、当該項目を引用する旨の 記載で差し支えないこととしました。 該当ページ:13
 - ・ 「5-2の⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績評価指標(KPI))」において、 記載内容が4-2と同一である場合は、<mark>当該項目を引用する旨の記載で差し支えない</mark>こととしました。 該当ページ: 20
 - ・ 「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」において、記載内容が5-2の⑥と同一である場合は、当該項目を引用する旨の記載で差し支えないこととしました。 該当ページ:24・25

ポイント集について

	このポイント集は、	地方創生推進交付金を活用するために地域再生計画を新規は	こ作成する場合におけ
Z	、地域再生計画の作	F成方法をお知らせするものです。	

- □ 1つの事業に対し、地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併せて活用する場合における地域再生計画の作成又は変更については、「地域再生計画の作成方法(ポイント集) 【地方創生推進交付金・地方創生応援税制併用】(新規認定申請)又は(変更認定申請)」をご確認ください。
- □ 地方創生推進交付金の詳細は、認定申請を行う認定回における各事務連絡、地域再生計画認定申請マニュアル(総論)・(各論)、地方創生推進交付金制度要綱、2019年度地方創生推進交付金に関するQ&A等をご確認ください。
- □ 認定申請に当たっては、第51回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について (2018年12月21日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)をご確認いただき、本申請期間中に認定申 請をしてください。
- □ 地方創生推進交付金に係る実施計画等の作成及び提出に当たっては、当該実施計画等の作成及び提出 に係る事務連絡をご確認ください。

2

目次

1	地域再	耳生計 個	画の :	名称			•			•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
2																																	7
3	地域再	事生計 個	回の[区域		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
4	地域再	[生計]	画の	目標	į																												
																																	9
	4 – 2	地方創]]生。	とし	て	目	指	すギ	爭来	像	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10 • 11
	地域再																																
																																	12
																																	13~22
				•																													23
6																																	24
7	目標の	D達成物	犬況(こ係	る	評值	西(こ目	目す	-る	事	項	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24 • 25

地域再生計画の作成方法の概要

- 地方創生推進交付金を活用する場合の地域再生計画は、地方創生推進交付金に係る実施計画と記載事項・記載内容を可能な限り統一することで、ほとんどの項目について、当該実施計画からの転記で足りるように調整しています。
- 地域再生計画の記載事項のうち、地方創生推進交付金に係る事項については、本ポイント集を参考に、地方創生 推進交付金に係る実施計画から転記してください。
- 地域再生計画の記載事項のうち、地方創生推進交付金以外の事項については、本ポイント集を参考に、独自に記載してください。
- 地域再生計画の作成に当たっては、第51回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について (2018年12月21日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)別添申請様式04-01を必ず利用してください。別添04 -01以外の書式等による地域再生計画は、受け付けることができない場合があります。
- 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業を促進するため地方創生推進交付金を活用して行う事業について、地域再生計画においては<mark>個別の企業名の記載は避けてください</mark>。

4

凡例

地域再生計画 作成上の注意 転記元の地方創生推進交付金実施計画 4 地域再生計画の目標 4 1 地方創生の実現における構造的な課題 (A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)> (本. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)> (本. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)>

A県 a 市、 b 市及び c 市は山間部に所在しており、○○を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる○○の生産が先細る状況が続いている。

基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、 人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっ

ている。

4-2 地 創生として目指す将来像 当該地 おける…

転記後の記載

A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。

当該地域における最大の資源である○○を活用して、多様な主体と連携しながら新たな○○事業の立ち上げによる○○製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業

会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかける

-体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機

<C. 交付対象事業の概要>

とを目的とするものである。

<B. 地方創生の実現における構造的な課題>

本事業は、当県及び市において、地 業者、金融機関等の出資により設立 主軸としながら、市場のニーブ 加価値向上、〇〇事業に参照 にも携わる人材の獲得を目指しに積極的な移住促進束を一体的なフロンエットとして 実施するよの

<D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由>

作成する地域再生計画の抜粋

②交付対象事業 の背景・概要(各 項目について簡 潔に記載)

> > 5

地域再生計画の名称

地域再生計画 作成上の注意 1 『地域再生計画の名称』 地域再生計画 ● 転記なし・以下に注意して記載してください。 地域再生計画の名称 1 ○ 地域再生計画の名称は、認定時に官報に掲載され ○○計画 (1) ます。 〇 申請する計画の特徴・独自性を端的に表した名称 としてください。 地域再生計画の作成主体の名称 ○ 交付金交付対象事業の名称と同一名称としても差 A県並びにa市、b市及びc市 し支えありません。 ○ 認定申請しようとする地域再生計画の作成主体に おいて既に認定された地域再生計画と同一の名称と することはできません。 〇 改行せず、記載してください。 〇 半角英数文字や記号、環境依存文字を使用しない でください。

6

2 地域再生計画の作成主体の名称	
地域再生計画	作成上の注意
地域再生計画	② 『地域再生計画の作成主体の名称』 ● 転記なし・以下に注意して記載してください。
1 地域再生計画の名称 ○○計画	○ 交付金交付対象事業の実施主体ではない地方公共 団体が加わっていても差し支えありません。○ 作成主体が都道府県の場合
2 地域再生計画の作成主体の名称 ② A 県並びに a 市、b 市及び c 市	都道府県名を記載してください。 〇 作成主体が市の場合 市名のみ記載してください(都道府県名は記載しないでください。)。
	〇 作成主体が東京23区又は町村の場合 都道府県名から記載してください。

地域再生計画の区域 3

地域再生計画

作成上の注意

- 地域再生計画の作成主体の名称 A県並びにa市、b市及びc市
- 地域再生計画の区域 3

A県並びにa市、b市及びc市の全域

...

3 『地域再生計画の区域』

- 転記なし・以下に注意して記載してください。
- 地域再生計画による事業の効果が波及する区域を 記載してください(事業を実施する区域のみではあ りません。)。
- 交付金交付対象事業を実施する区域と同一又は当 該区域が含まれる区域を記載してください。
- 地方公共団体名の記載方法は、②『地域再生計画 の作成主体の名称』をご確認ください。
- 区域を地方公共団体の全域とする場合 「〇〇の全域」と記載してください。
- 〇 区域を地方公共団体の一部とする場合
 - 「〇〇の区域の一部(〇〇地区)」等、区域が 特定できるよう記載してください。
 - 「○○の周辺」等、あいまいな記載は避けてく ださい。

8

地域再生計画の目標 4 - 1

地域再生計画

作成上の注意

地域再生計画の目標 4

4-1 $\boxed{4}$ 地方創生の実現における構造的な課題

A県a市、b市及びc市は山間部に所在し ており、○○を基幹産業としてきた。しかし ながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変 化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わ らない取組を続けた内部要因の両面を背景に 主たる○○の生産が先細る状況が続いている。 基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、 人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっ ている。

4-2 地方創生として目指す将来像 当該地域における…

『地方創生の実現における構造的な課題』 4

以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】:②交付対象事業の背景・概要

< A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)>

当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新た な〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を 一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会 の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけること を目的とするものである。

<B. 地方創生の実現における構造的な課題>

②交付対象事業 の背景・概要(各 項目について簡潔

に記載)

A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしな がら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と 変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況 が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高 齢化が最大の課題となっている。

<C. 交付対象事業の概要>

本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主 軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加 価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも 携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施

<D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由>

<E. ハード事業(施設整備等事業)とソフト事業との連携による高い相乗効果>

4 地域再生計画の目標 4-2

地域再生計画

. . .

- 4 地域再生計画の目標
 - 4-1 (略)
 - 4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】 5

当該地域における最大の資源である○○を活用して、多様な主体と連携しながら新たな○○事業の立ち上げによる○○製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで○○産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

【数値目標】

• • •

作成上の注意

⑤ 『地方創生として目指す将来像 【概要】』

● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】:②交付対象事業の背景・概要

<A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)>

当該地域における最大の資源である○○を活用して、多様な主体と連携しながら新たな○○事業の立ち上げによる○○製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、○○産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

<B. 地方創生の実現における構造的な課題>

A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。

②交付対象事業 の背景・概要(各 項目について簡潔 に記載)

<C. 交付対象事業の概要>

本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。

<D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由>

(略)

<E. ハード事業(施設整備等事業)とソフト事業との連携による高い相乗効果>

(略)

果分析等

KPI①

10

地域再生計画の目標 4-2

地域再生計画

4-2 地方創生として目指す将来像 【概要】 (略)

【数値目標】 6

K l	PΙ	事業開始前(現時点)	2019年度 増加分 1年目	2020年度 増加分 2年目
新規創業件数(件	.)	0	2	2
新事業における新	f規雇用者数(人)	0	10	15
a市、b市及びc市 (人)	への人口流入	10	50	50
	2021年度 増加分 3年目	2022年度 増加分 4年目	2023年度 増加分 5年目	KPI増加分 の累計
	5	5	7	21
	20	25	30	100
	50	50	50	250

5 地域再生を…

作成上の注意

- ⑥ 『地方創生として目指す将来像 【数値目標】』
 - 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 なお、地域再生計画独自の数値目標として、KP Iの項目の追加や地方創生推進交付金実施計画を上

回る数値の設定は差し支えありません。 【該当部分】: ④交付対象事業の重要業績評価指標(KPI)、経費内訳、費用対効

1	(アウトカムベース で、複数年度を通 して評価指標とし	新規創業件	数						単位	件	
	てふさわしいもの)										
Į	KPI2	新事業にお	ける新規雇用	用者数					単位	人	
İ	KPI3	a市、b市及	びc市への人	.口流入					単位	人	
	KPI &								単位		
	(中略)										
		事業開始前(現時点)									
	KPI①【①】	0.00	2.00	2.00		5.00	5.00		7.00	21.00	
	KPI2[2]	0.00	10.00	15.00		20.00	25.00		30.00	100.00	
	KPI3[3]	10.00	50.00	50.00		50.00	50.00		50.00	250.00	
1	KPI4)[4)]									0.00	
٠	<u> </u>	亜 ナ> 左 F	井の地	十 14112	今1	7	ノギキュ				

〇 不要な年度の欄は、削除してください。

地域再生計画

作成上の注意

• • •

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要 ⑦

 $\bigcirc\bigcirc$

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う 事業

○ 地方創生推進交付金(内閣府):【A 3007】

• • •

- ⑦ 『全体の概要』
 - 転記なし・以下に注意して記載してください。
 - 5-2及び5-3に記載する事業の内容を簡潔に 記載してください。
 - 次のような記載としても、差し支えありません。
 - ・ 地域再生計画に記載する事業が、地方創生推進 交付金事業のみである場合

「5-2の③のとおり。」

地域再生計画に記載する事業が、地方創生推進 交付金事業のほかにある場合(5-3に事業を記 載する場合)

「5-2の③及び5-3のとおり。」

12

5 地域再生を図るために行う事業 5-2

地域再生計画

作成上の注意

. . .

- 5 地域再生を図るために行う事業
 - 5-1 (略)
 - 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業
- ⑧ 地方創生推進交付金(内閣府):【A3 007】
 - ① 事業主体 9

2に同じ。

- ⑧ 『支援措置の名称』
 - 左欄赤枠内のとおり転記してください。
 - 1つの地域再生計画に複数の交付金交付対象事業を記載する場合(複数の地方創生推進交付金実施計画がある場合)は、「○」ではなく、(1)、(2) ・・・と項番立てし、それぞれの事業に係る地方創生推進交付金実施計画の内容を元に記載してください。

⑨ 『事業主体』

- 事業主体と地域再生計画の作成主体が同一である場合は、左欄青枠内のとおり転記してください。
- 事業主体と地域再生計画の作成主体が異なる場合は、独自に記載してください。
- 事業主体は、交付金交付対象事業の委託先ではありません(交付金の交付を受ける地方公共団体です。)。
- 〇 地方公共団体名の記載方法は、②『地域再生計画 の作成主体の名称』をご確認ください。

12

地域再生計画 作成上の注意 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 ○ 地方創生推進交付金(内閣府):【A30 071 事業主体 2に同じ。 100 『事業の名称』 事業の名称 🐠 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 【該当部分】:①交付対象事業の名称・連携先地方公共団体 ○○資源を活用した××プロジェク 交付対象事業の名称 広域 広域連携 ○○資源を活用した××プロジェクト

14

地域再生を図るために行う事業 5 - 2

地域再生計画 作成上の注意

 $(1) \cdot (2)$ (略)

③ 事業の内容 ①

本事業は、当県及び市において、地域の特 産である○○を活用し、生産者、民間事業者、 金融機関等の出資により設立した地域商社に よるマーケティングと販路開拓を主軸としな がら、市場のニーズに基づいた○○事業の立 ち上げによる○○製品の付加価値向上、○○ 事業に参画しながら小さな拠点のコミュニ ティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲 得を目指した積極的な移住促進策を一体的な プロジェクトとして実施するもの。

(4)

❿ 『事業の内容』

以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】:②交付対象事業の背景・概要

< A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)>

当該地域における最大の資源である○○を活用して、多様な主体と連携しながら新た な○○事業の立ち上げによる○○製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を 一体的なプロジェクトとして実施することで、○○産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけること を目的とするものである。

<B. 地方創生の実現における構造的な課題>

A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしな がら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況 が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高 齢化が最大の課題となっている。

②交付対象事業 の背景・概要(各 類目について簡潔 に記載)

本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主 軸としながら、市場のニーズに基づいた○○事業の立ち上げによる○○製品の付加 価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも 携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施

<D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由>

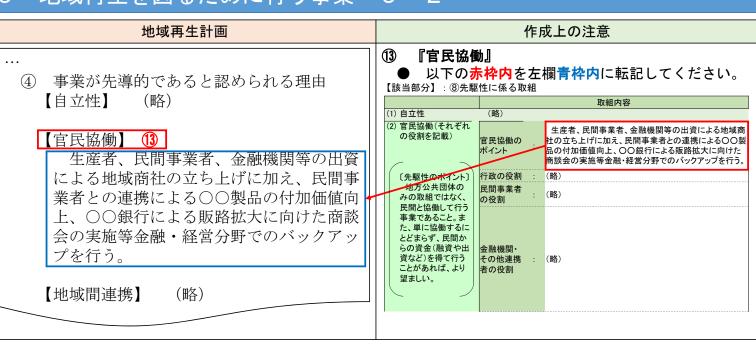
<E. ハード事業(施設整備等事業)とソフト事業との連携による高い相乗効果>

地域再生計画 作成上の注意 『自立性』 (12) 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 \bigcirc (略) 【該当部分】: ⑧先駆性に係る取組 取組内容 (1) 自立性 事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、3年後には売上高向 事業が先導的であると認められる理由 上により自立した経営として、本交付金に頼らない経営を目指す 自立性の なお、○○の生産拡大や○○製品の付加価値向上は、基より本 ポイント 【自立性】 (12) 交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による 〔先駆性のポイント〕 自主開発により進めるものとしている 事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、 交付対象事業を進 めていく中で、「稼ぐ ~5年以内の自立化の見込み (略) 自主財源の内容と実現方法 自主財源の種類 3年後には売上高向上により自立した経営 カ」が発揮され、事 (略) 業推進主体が自立 していくことにより、 として、本交付金に頼らない経営を目指す。 (略) 将来的に本交付金 [D] (略) なお、○○の生産拡大や○○製品の付加 に頼らずに、事業として自走していくこと 2019年度 価値向上は、基より本交付金に頼らず、金 が可能となるもの。 主財源見込 (2年目) (1年目) 具体的には、事業 融機関からの資金提供や民間事業者による 収入や会員からの (略) (略) 収入、また、地方公 共団体独自の財源 自主開発により進めるものとしている。 (B) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (C) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 確保等に取り組むも (略) (略) (略) (略) 【官民協働】 (略) (略)

16

(略)

5 地域再生を図るために行う事業 5-2



地域再生計画

作成上の注意

• •

④ 事業が先導的であると認められる理由 【自立性】・【官民協働】 (略)

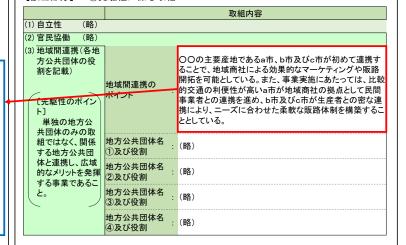
【地域間連携】 🚺

○○の主要産地であるa市、b市及びc市が初めて連携することで、地域商社による効果的なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通の利便性が高いa市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、b市及びc市が生産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。

【政策間連携】 (略)

(4) 『地域間連携』

● 以下の<mark>赤枠内</mark>を左欄**青枠内**に転記してください。 【該当部分】: ®先駆性に係る取組



18

5 地域再生を図るために行う事業 5-2

地域再生計画

作成上の注意

④ 事業が先導的であると認められる理由 【自立性】~【地域間連携】 (略)

【政策間連携】 15

○○産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、UIJターン施策を進めることで人口の流入等に一体的に取り組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を育成、地域の暮らしを支える地域運営の人材育成も進める。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な…

⑤ 『政策間連携』

● 以下の<mark>赤枠内</mark>を左欄**青枠内**に転記してください。 【該当部分】: ⑧先駆性に係る取組

取組内容

		状心には
(1) 自立性 (略)		
(2) 官民協働 (略)		
(3) 地域間連携 (略)		
(4) 政策間連携(連携 政策の効果とワン ストップ化の内容を 記載)	世界的連携の ポイル	○○産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、UIJ ターン施策を進めることで人口の流入等に一体的に取り 組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を 育成、地域の暮らしを支える地域運営の人材育成も進め る。
「先駆性のポイント」 単一の政策目的	連携政策① :	(略)
を持つ単純な事業 ではなく、複数の政 策を相互に関連づ けて、全体として、 地方創生に対して	連携政策② :	(略)
効果を発揮する事 業であること。また、 利用者から見て意	連携政策③ :	(略)
味あるワンストップ 型の窓口等を整備 して行う事業である こと。	ワンストップ化 の内容:	(略)

地域再生計画 事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績評価指標(KPI)) 4-2の【数値目標】に同じ。 評価の方法、時期及び体制 ① 検証方法】 毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を ○○企画部署が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

推進委員会を構成する有識者や議会の関 与を得ながら検証結果報告をまとめる。

【検証結果の公表の方法】

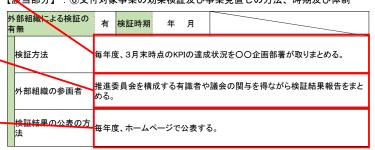
毎年度、ホームページで公表する。

作成上の注意

- ⑯ 『事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績 評価指標(KPI))』
- 左欄青枠内のとおり転記してください。 なお、4-2において、地域再生計画独自の数値 目標を記載した場合は、地方創生推進交付金実施計 画から転記してください(P.12を参照ください。)。 【該当部分】: ④交付対象事業の重要業績評価指標(KPI)、経費内訳、費用対効 果分析等

① 『評価の方法、時期及び体制』

● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 「該当部分】:⑥交付対象事業の効果検証及び事業見直しの方法、時期及び体制



20

5 地域再生を図るために行う事業 5-2

地域再生計画	作成上の注意
① 交付対象事業に要する経費 法第5条第4項第1号イに関する事業 【A3007】 18	 (18) 『事業費 法第5条第4項第1号イに関する事業』 ● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 【該当部分】: ④交付対象事業の重要業績評価指標(KPI)、経費内訳、費用対効果分析等 (略)
総事業費 〇千円	2019年度 2020年度 2021年度 2022年度 2023年度 合計
⑧ 事業実施期間 …	交付対象事業 経費[⑤] ※2年目以降の 交付額が担保さ れるわけではあ りません。
	交付対象事業 における単位当 たりコスト【⑤/ ①】
	交付対象事業 におけるハード (略) (略) (略) 事業経費【⑥】 (略) (略)
	交付対象事業 における ハード事業比率 【⑥/⑤】 (略) (略) (略) (略)

地域再生計画 作成上の注意

⑦ (略)

で

⑧ 事業実施期間 (19)

地域再生計画の認定の日から〇年〇月〇日ま

⑨ その他必要な事項 №

特になし

⑨ 『事業実施期間』

- **交付対象事業が設定されている最終年度に係る**年度末の日を**青枠内**に記載してください。
- 始期は「地域再生計画の認定の日」としてください。

② 『その他必要な事項』

● 記載事項がない場合は、左欄青枠内のとおり記入してください。

22

5 地域再生を図るために行う事業 5-3

地域再生計画 作成上の注意

5 地域再生を図るために行う事業

 $5-1 \cdot 5-2$ (略)

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援

措置 21)

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 〇〇事業

ア 事業概要

○○のため、××を行う。

イ 事業実施主体

Α県

ウ 事業実施期間

○年○月○日から○年○月○日まで

⑪ 『地域再生基本方針に基づく支援措置』

- 転記なし・以下に注意して記載してください。
- 〇 地域再生計画認定申請マニュアル(各論)において、支援措置番号がB又はCから始まる支援措置を 活用する場合に記載してください。
- 該当する支援措置を活用しない場合は、「該当なし」と記載してください。

② 『支援措置によらない独自の取組』

- 転記なし・以下に注意して記載してください。
- 地域再生計画で設定した目標を達成するために、 地域再生計画を作成した地方公共団体が独自に実施 する取組がある場合に記載してください。
- 記載する場合は、事業概要、事業実施主体及び事 業実施期間を必ず記載してください。
- 該当する取組がない場合は、「該当なし」と記載 してください。

6 計画期間

地域再生計画

作成上の注意

6 計画期間 23

地域再生計画の認定の日から○年○月○日まで

7 ...

② 『計画期間』

- 5-2の⑧において設定した事業実施期間以後の日を**青枠内**に記載してください。
- 始期は「地域再生計画の認定の日」としてください。
- 地域再生計画の計画期間は、概ね3~5年程度と してください。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画

作成上の注意

目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 <u>目標の達成状況に係る評価の手法 ②</u> 5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織

の参画者】に同じ。

- ② 『目標の達成状況に係る評価の手法』
 - 左欄青枠内のとおり転記してください。
 - 評価の手法が交付金交付対象事業のものと異なる 場合は、独自に記載してください。

24

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画作成上の注意

- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項7-1 (略)
 - 7-2 <u>目標の達成状況に係る評価の時期及び</u> 評価を行う内容 (25)

4-2に掲げる目標について、7-1に掲 げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手

法 26

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。

- ② 『目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う 内容』
 - 左欄青枠内のとおり転記してください。
 - 評価の時期及び評価を行う内容が交付金交付対象 事業のものと異なる場合は、独自に記載してください。
- 26 『目標の達成状況に係る評価の公表の手法』
 - 左欄青枠内のとおり転記してください。
 - 公表の手法が交付金交付対象事業のものと異なる 場合は、独自に記載してください。

地域再生計画の作成方法 (ポイント集)

【地方創生拠点整備交付金のみ活用】

内閣府地方創生推進事務局

前回認定 (第49回認定) からの変更点

地域再生計画の認定実務の運用を見直し、前回認定(第49回認定)から以下の点について変更を行い、 地域再生計画の作成に係る事務負担の軽減を図っています。

- □ 記載事項の簡略化
 - 「5-1 全体の概要」において、記載内容が5-2の③及び5-3と同一である場合は、当該項目を引用する旨の記載で差し支えないこととしました。 該当ページ:12
 - 「5-2の① 事業主体」において、記載内容が2と同一である場合は、当該項目を引用する旨の 記載で差し支えないこととしました。 該当ページ:13
 - ・ 「5-2の⑥ 事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績評価指標(KPI))」において、 記載内容が4-2と同一である場合は、<mark>当該項目を引用する旨の記載で差し支えない</mark>こととしました。 該当ページ:20
 - ・ 「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」において、記載内容が5-2の⑥と同一である場合は、当該項目を引用する旨の記載で差し支えないこととしました。 該当ページ:25・26

ポイント集について

- □ このポイント集は、地方創生拠点整備交付金を活用するために地域再生計画を新規に作成する場合に おける、地域再生計画の作成方法をお知らせするものです。
- □ 地方創生拠点交付金の詳細は、認定申請を行う認定回における各事務連絡、地域再生計画認定申請マニュアル(総論)・(各論)、地方創生拠点整備交付金制度要綱、地方創生拠点整備交付金に関するQ&A等をご確認ください。
- □ 認定申請に当たっては、第51回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について (2018年12月21日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)をご確認いただき、本申請期間中に認定申 請をしてください。
- □ 地方創生拠点整備交付金に係る施設整備計画等の作成及び提出に当たっては、当該施設整備計画等の 作成及び提出に係る事務連絡をご確認ください。

2

目次

1	地域科	F生計画	の名称	尓 -	•									•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
2																															7
3	地域科	F生計画	の区域	或 ▪	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
4		F生計画																													
																															9
	4 – 2	地方創	生とし	して	目	指す	将	来	像	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10 • 11
		9生を図																													
																															12
																															13~22
	_																														23 • 24
																															25
7	目標の	D達成状	況に係	系る	評	価に	関	す	る	事具	頁·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25 - 26

地域再生計画の作成方法の概要

- 地方創生拠点整備交付金を活用する場合の地域再生計画は、地方創生拠点整備交付金に係る施設整備計画と記載 事項・記載内容を可能な限り統一することで、ほとんどの項目について、当該施設整備計画からの転記で足りるように調整しています。
- 地域再生計画の記載事項のうち、地方創生拠点整備交付金に係る事項については、本ポイント集を参考に、地方 創生拠点整備交付金に係る施設整備計画から転記してください。
- 地域再生計画の記載事項のうち、地方創生拠点整備交付金以外の事項については、本ポイント集を参考に、独自 に記載してください。
- 〇 地域再生計画の作成に当たっては、第51回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について (2018年12月21日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)別添申請様式04-02を必ず利用してください。別添 04-02以外の書式等による地域再生計画は、受け付けることができない場合があります。
- 地方創生拠点整備交付金は、2018年度補正予算により措置されるものであり、地域再生計画の認定時期がその他 の支援措置に係る地域再生計画と異なる可能性があります。

したがって、地方創生拠点整備交付金を活用する場合の地域再生計画は、その他の支援措置との併用を行わず、 新規で地域再生計画を作成の上、認定申請を行ってください(地方創生応援税制と併用する場合を除く。)。

4

凡例

地域再生計画

作成上の注意

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、○○を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる○○の生産が先細る状況が続いている。 基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。

4-2 地 創生として目指す将来像 当該地 おける…

転記後の記載

地方創生の実現における構造的な課題

■ 以下の土地内を土脚車が内に転記し*てく*ださい 転記元の地方創生拠点整備交付金施設整備計画

地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)

当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

地方創生の実現における構造的な課題

A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。

交付対象事業の概要

本事業は、当県及び市において、地域の特産で金融機関等の出資により設立した地域商社による市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げに画しながら小さな拠点のコミュニティビジネー的な移住促進策を一体的なプロジェクトとし

〇を活用し、生産者、民間事業者、 ティングと販路開拓を主軸としながら、 号の付加価値向上 〇〇事業に参 転記する部分

作成する地域再生計画の抜粋

1 地域再生計画の名称

地域再生計画 作成上の注意 **1** 『地域再生計画の名称』 地域再生計画 ● 転記なし・以下に注意して記載してください。 地域再生計画の名称 ① ○ 地域再生計画の名称は、認定時に官報に掲載され ○○計画 ます。 ○ 申請する計画の特徴・独自性を端的に表した名称 としてください。 2 地域再生計画の作成主体の名称 ○ 交付金交付対象事業の名称と同一名称としても差 A県並びにa市、b市及びc市 し支えありません。 ○ 認定申請しようとする地域再生計画の作成主体に おいて既に認定された地域再生計画と同一とするこ とはできません。 ○ 改行せず、記載してください。 ○ 半角英数文字や記号、環境依存文字を使用しない でください。

6

2 地域再生計画の作成主体の名称

地域再生計画	作成上の注意
地域再生計画	② 『地域再生計画の作成主体の名称』 ● 転記なし・以下に注意して記載してください。
1 地域再生計画の名称 ○○計画	○ 交付金交付対象事業の実施主体ではない地方公共 団体が加わっていても差し支えありません。○ 作成主体が都道府県の場合
2 地域再生計画の作成主体の名称 ② A県並びに a 市、b 市及び c 市	都道府県名を記載してください。 〇 作成主体が市の場合 市名のみ記載してください(都道府県名は記載しないでください。)。
	〇 作成主体が東京23区又は町村の場合 都道府県名から記載してください。

3 地域再生計画の区域

地域再生計画

作成上の注意

• • •

- 2 地域再生計画の作成主体の名称 A県並びにa市、b市及びc市
- 3 地域再生計画の区域 3

A県並びにa市、b市及びc市の全域

• • •

③ 『地域再生計画の区域』

- 転記なし・以下に注意して記載してください。
- 地域再生計画による事業の効果が波及する区域を 記載してください(事業を実施する区域のみではあ りません。)。
- 交付金交付対象事業を実施する区域と同一又は当 該区域が含まれる区域を記載してください。
- 地方公共団体名の記載方法は、②『地域再生計画 の作成主体の名称』をご確認ください。
- 区域を地方公共団体の全域とする場合 「○○の全域」と記載してください。
- 〇 区域を地方公共団体の一部とする場合
 - 「〇〇の区域の一部(〇〇地区)」等、区域が 特定できるよう記載してください。
 - 「〇〇の周辺」等、あいまいな記載は避けてください。

8

4 地域再生計画の目標 4-1

地域再生計画

作成上の注意

• • •

- 4 地域再生計画の目標
- 4-14地方創生の実現における構造的な課題

A県 a 市、b 市及び c 市は山間部に所在しており、○○を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる○○の生産が先細る状況が続いている。 基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像当該地域における…

④ 『地方創生の実現における構造的な課題』

● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】: 6. 施設の利活用方策(3) 施設の利活用方策(1背景・概要等 (基金造成事業の場合は、7. 施設の利活用方策(3) 施設の利活用 方策(1)背景・概要等)

地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)

当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

地方創生の実現における構造的な課題

A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。

交付対象事業の概要

本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。

4 地域再生計画の目標 4-2

地域再生計画

. . .

- 4 地域再生計画の目標
 - 4-1 (略)
 - 4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】 5

当該地域における最大の資源である○○を活用して、多様な主体と連携しながら新たな○○事業の立ち上げによる○○製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで○○産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

【数値目標】

• • •

作成上の注意

⑤ 『地方創生として目指す将来像 【概要】』

● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 【該当部分】: 6. 施設の利活用方策(3)施設の利活用方策①背景・概要等 (基金造成事業の場合は、7. 施設の利活用方策(3)施設の利活用 方策①背景・概要等)

地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)

当該地域における最大の資源である○○を活用して、多様な主体と連携しながら新たな○○事業の立ち上げによる○○製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、○○産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

地方創生の実現における構造的な課題

A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。

交付対象事業の概要

本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。

10

4 地域再生計画の目標 4-2

地域再生計画

4-2 地方創生として目指す将来像 【概要】 (略)

【数値目標】 6

K	ΡΙ	現時点)	增加分 1年目	増加分 2年目
新規創業件数(件	.)	0	2	2
新事業における新	f規雇用者数(人)	0	10	15
a市、b市及びc市 (人)	への人口流入	10	50	50
	2021年度 増加分 3年目	2022年度 増加分 4年目	2023年度 増加分 5年目	KPI増加分 の累計
	5	5	7	21
	20	25	30	100
	50	50	50	250

事業間が禁 (

2019年度

5 地域再生を…

作成上の注意

⑥ 『地方創生として目指す将来像 【数値目標】』

以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 なお、地域再生計画独自の数値目標として、KP Iの項目の追加や地方創生拠点整備交付金実施計画 を上回る数値の設定は差し支えありません。

【該当部分】: 8. 重要業績評価指標(KPI)

新事業における新規雇用者数

新規創業件数

KPI2

(基金造成事業の場合は、9. 重要業績評価指標(KPI))

KPI3	a市、b市及で	ゾc市への人	口流入			単位	人
(中略)							
	事業開始前	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	KPI増加分の
	(現時点)	2019年度 増加分	2020年度 増加分	2021年度 増加分	2022年度 増加分	2023年度 増加分	累計
KPI①【①】	0.00	2.00	2.00	5.00	5.00	7.00	21.00
KPI2[2]	0.00	10.00	15.00	20.00	25.00	30.00	100.00
KPI3[3]	10.00	50.00	50.00	50.00	50.00	50.00	250.00

○ 表の行は適宜加除してください。

単位

単位

地域再生計画 作成上の注意 『全体の概要』 ● 転記なし・以下に注意して記載してください。 5 地域再生を図るために行う事業 ○ 5-2及び5-3に記載する事業の内容を簡潔に 5-1 全体の概要 7 記載してください。 $\bigcirc\bigcirc$ ○ 次のような記載としても、差し支えありません。 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う 「5-2の③及び5-3のとおり。」 事業 ○ 地方創生拠点整備交付金(内閣府): 【A3007(拠点整備)】

12

5 地域再生を図るために行う事業 5-2

 … 5 地域再生を図るために行う事業 5 - 1 (略) 5 - 2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 ※ 『支援措置の名称』 ● 左欄赤枠内のとおり転記してください。 ○ 地方創生拠点整備交付金はその他の支援措置との併用を行わないでください(ただ創生応援税制と併用する場合を除く。)。 ● 事業主体』 ● 事業主体』 ● 事業主体と地域再生計画の作成主体が同業 	援措置支援 だし、地方
① 事業主体 ⑨ 場合は、左欄 青枠内 のとおり転記してくだる。 事業主体と地域再生計画の作成主体が異っている。 ま業主体と地域再生計画の作成主体が異っている。 は、独自に記載してください。	ださい。
〇 事業主体は、交付金交付対象事業の委託 りません(交付金の交付を受ける自治体で 〇 自治体名の記載方法は、②『地域再生計 主体の名称』をご確認ください。	です。)。

地域再生計画 作成上の注意 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 ○ 地方創生推進交付金(内閣府):【A30 07(拠点整備)】 事業主体 2に同じ。 100 『事業の名称』 事業の名称 🐠 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 【該当部分】 1. 施設整備計画等の概要(1)施設整備計画の名称 ○○資源を活用した××プロジェク (1)施設整備計画の名称 ○○資源を活用した××プロジェクト (2)事業分野 大事項 分野確認 要確認

14

5 地域再生を図るために行う事業 5-2

地域再生計画

③ 事業の内容 11

本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。

なお、本事業は、地方創生拠点整備交付金 基金を造成し、2020年度まで施設整備等を実 施するものである。

(4) ...

作成上の注意

① 『事業の内容』

● 以下の<mark>赤枠内を左欄青枠内に転記してください。</mark> 【該当部分】: 6. 施設の利活用方策(3) 施設の利活用方策①背景・概要等

(基金造成事業の場合は、7. 施設の利活用方策(3)施設の利活用方策(3)施設の利活用方策(1)背景・概要等)

地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)

当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

地方創生の実現における構造的な課題

A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外産品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続せた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。

交付対象事業の概要

本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、 金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、 市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参 画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極 的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。

● 基金を造成する場合のみ

上記による転記に続けて、左欄**赤枠欄**のとおり転記してください。

地域再生計画

作成上の注意

\bigcirc (略)

(12) 『官民協働』 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【該当部分】: 6. 施設の利活用方策(3)施設の利活用方策②先導性 (基金造成事業の場合は、7. 施設の利活用方策(3)施設の利活用

【官民協働】(12)

方策②先導性)

生産者、民間事業者、金融機関等の出資 による地域商社の立ち上げに加え、民間事 業者との連携による○○製品の付加価値向 上、○○銀行による販路拡大に向けた商談 会の実施等金融・経営分野でのバックアッ プを行う。

生産者、民間事業者、金融機関等の出資による地域商社の立ち上げに加え、民間事業者と の連携による〇〇製品の付加価値向上、〇〇銀行による販路拡大に向けた商談会の実施 等金融・経営分野でのバックアップを行う

(2) 政策間連携

〇〇産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、UIJターン施策を進めることで人口の流入等に一体的に取り組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を育成、地域の暮 らしを支える地域運営の人材育成も進める。

(1) 官民協働

(3) 地域間連携 〇〇の主要産地であるa市、b市及びc市が初めて連携することで、地域商社による効果的 なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通 の利便性が高いa市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、b市及びc市が生 産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。

として、本交付金に頼らない経営を目指す。なお、〇〇の生産拡大や〇〇製品の付加 価値向上は、基より本交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による 自主開発により進めるものとしている。

【政策間連携】

地域再生を図るために行う事業 5 - 2

地域再生計画

作成上の注意

【官民協働】

④ 事業が先導的であると認められる理由 (略)

【政策間連携】13

○○産業の再興、雇用機会の創出の実現 に加え、UIJターン施策を進めることで 人口の流入等に一体的に取り組む。加えて コミュニティビジネスにも参画する人材を 育成、地域の暮らしを支える地域運営の人 材育成も進める。

『政策間連携』

以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】: 6. 施設の利活用方策 (3) 施設の利活用方策②先導性 (基金造成事業の場合は、7. 施設の利活用方策 (3) 施設の利活用 方策②先導性)

生産者、民間事業者、金融機関等の出資による地域商社の立ち上げに加え、民間事業者と の連携による〇〇製品の付加価値向上、〇〇銀行による販路拡大に向けた商談会の実施 等金融・経営分野でのバックアップを行う

〇〇産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、UIJターン施策を進めることで人口の流 入等に一体的に取り組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を育成、地域の暮らしを支える地域運営の人材育成も進める。

○○の主要産地であるa市、b市及びc市が初めて連携することで、地域商社による効果的 なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通 の利便性が高いa市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、b市及びc市が生 産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。

事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、3年後には売上高向上により自立した経営 として、本交付金に頼らない経営を目指す。なお、〇〇の生産拡大や〇〇製品の付加 価値向上は、基より本交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による 自主開発により進めるものとしている。

【地域間連携】 (略)

17

16

地域再生計画

作成上の注意

• • •

④ 事業が先導的であると認められる理由 【官民協働】・【政策間連携】 (略)

【地域間連携】 🚺

○○の主要産地であるa市、b市及びc市が初めて連携することで、地域商社による効果的なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通の利便性が高いa市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、b市及びc市が生産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。

【自立性】 (略)

(4) 『地域間連携』

● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】: 6. 施設の利活用方策(3) 施設の利活用方策②先導性 (基金造成事業の場合は、7. 施設の利活用方策(3) 施設の利活用 方策②先導性)

(1) 官民協働

生産者、民間事業者、金融機関等の出資による地域商社の立ち上げに加え、民間事業者と の連携による○○製品の付加価値向上、○○銀行による販路拡大に向けた商談会の実施 等金融・経営分野でのバックアップを行う

(2) 政策間連携

○Q産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、UIJターン施策を進めることで人口の流入等」、体的に取り組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を育成、地域の暮らしを支える地域運営の人材育成も進める。

(3) 地域間連携

○○の主要産地であるa市、b市及びc市が初めて連携することで、地域商社による効果的なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通の利便性が高いa市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、b市及びc市が生産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。

(4) 自立性

事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、3年後には売上高向上により自立した経営として、本交付金に頼らない経営を目指す。なお、〇〇の生産拡大や〇〇製品の付加価値向上は、基より本交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による自主開発により進めるものとしている。

18

5 地域再生を図るために行う事業 5-2

地域再生計画

作成上の注意

④ 事業が先導的であると認められる理由 【官民協働】~【地域間連携】 (略)

【自立性】 15

事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、3年後には売上高向上により自立した経営として、本交付金に頼らない経営を目指す。なお、○○の生産拡大や○○製品の付加価値向上は、基より本交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による自主開発により進めるものとしている。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な…

① 『自立性』

● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】: 6. 施設の利活用方策(3) 施設の利活用方策(2)先導性 (基金造成事業の場合は、7. 施設の利活用方策(3) 施設の利活用 方策(2)先導性)

(1) 官民協働

生産者、民間事業者、金融機関等の出資による地域商社の立ち上げに加え、民間事業者との連携による〇〇製品の付加価値向上、〇〇銀行による販路拡大に向けた商談会の実施等金融・経営分野でのバックアップを行う

(2) 政策間連携

〇〇産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、UIJターン施策を進めることで人口の流入等に一体的に取り組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を育成、地域の暮らしを支える地域運営の人材育成も進める。

③) 地域間連携

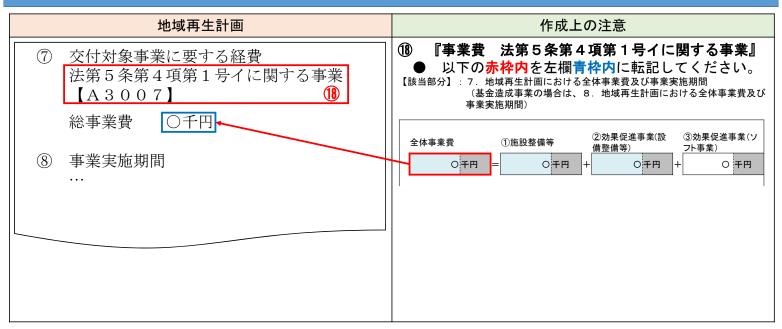
○○の主要産地であるa市、b市及びc市が初めて連携することで、地域商社による効果的なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通の利便性が高いa市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、b市及びc市が生産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。

(4) 自立性

事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、3年後には売上高向上により自立した経営として、本交付金に頼らない経営を目指す。なお、〇〇の生産拡大や〇〇製品の付加価値向上は、基より本交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による自主開発により進めるものとしている。

地域再生計画 作成上の注意 (16) 『事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績 事業の実施状況に関する客観的な指標 (5)評価指標(KPI))』 **16**) (重要業績評価指標(KPI)) 左欄青枠内のとおり転記してください。 4-2の【数値目標】に同じ。 なお、4-2において、地域再生計画独自の数値 目標を記載した場合は、地方創生拠点整備交付金実 施計画から転記してください(P.11を参照くださ 評価の方法、時期及び体制 い。)。 【検証方法】 【該当部分】: 8. 重要業績評価指標(KPI) 毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を (基金造成事業の場合は、9 重要業績評価指標(KPI) 『評価の方法、時期及び体制』 ○○企画部署が取りまとめる。 以下の赤枠内の内容をベースに左欄青枠内に記載 してください。 【外部組織の参画者】 【該当部分】: 9. 効果検証 推進委員会を構成する有識者や議会の関 (基金造成事業の場合は、10. 効果検証) (1)効果検証の時期 与を得ながら検証結果報告をまとめる。 西暦 〇 年 〇 月 (2)効果検証の方法 00... 【検証結果の公表の方法】 (3)効果検証の体制 毎年度、ホームページで公表する。 ※外部組織の参画者も含めてメンバーを記載してください。 (4)議会による効果検証 × × ··· ※検証方法及び検証時期等を記載してください。 20

5 地域再生を図るために行う事業 5-2



地域再生計画 作成上の注意

- ⑦ (略)
- ⑧ 事業実施期間 (19)

地域再生計画の認定の日から2024年3月31 日まで

⑨ その他必要な事項 20

特になし

⑨ 『事業実施期間』

- 左欄青枠内のとおり転記してください。
- 〇 地方創生拠点整備交付金事業は、5か年の事業と する必要があります。

② 『その他必要な事項』

● 記載事項がない場合は、左欄**青枠内**のとおり記入 してください。

22

5 地域再生を図るために行う事業 <u>5-3</u>

地域再生計画作成上の注意

- 5 地域再生を図るために行う事業
 - $5-1 \cdot 5-2$ (略)
 - 5-3 その他の事業
 - 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援

措置 21

該当なし

- 5-3-2 支援措置によらない独自の取組
 - (1) ○○事業
 - ア 事業概要
 - ○○のため、××を行う。
 - イ 事業実施主体
 - Α県
 - ウ 事業実施期間
 - ○年○月○日から○年○月○日まで

- ② 『地域再生基本方針に基づく支援措置』
 - 転記なし・以下に注意して記載してください。
 - 〇 地域再生計画認定申請マニュアル(各論)において、支援措置番号がB又はCから始まる支援措置を 活用する場合に記載してください。
 - 該当する支援措置を活用しない場合は、「該当なし」と記載してください。
- ② 『支援措置によらない独自の取組』
 - 転記なし・以下に注意して記載してください。
 - 地域再生計画で設定した目標を達成するために、 地域再生計画を作成した地方公共団体が独自に実施 する取組を記載してください。
 - 〇 地方創生拠点整備交付金事業は2019年度(基金を造成する場合は2020年度)までですが、KPIを5か年設定することとなるため、当該KPIを達成するための関連事業(2023年度まで)を必ず記載してください。

23

地域再生計画 5-3-2 支援措置によらない独自の取組 (1) ○○事業 事業概要 ② ○○のため、××を行う。 イ 事業実施主体 ② A県 ウ 事業実施期間 ⑤ 2019年4月1日から2024年3月31日まで

作成上の注意

② 事業概要

- 転記なし・以下に注意して記載してください。
- ⑥『数値目標』で設定した目標を達成するために、 国の補助金等に依らず、地域再生計画を作成した地 方公共団体が独自で取り組む事業について、簡潔に 記載してください。
- 必ず1つ以上の事業を記載してください。

24 事業実施主体

- 転記なし・以下に注意して記載してください。
- 独自で取り組む事業を実施する者を記載してく ださい。

25 事業実施期間

- 転記なし・以下に注意して記載してください。
- 5か年の期間を設定してください。

24

6 計画期間

7

6 計画期間 23 地域再生計画の認定の日から2024年3月31日 まで

地域再生計画

作成上の注意

② 『計画期間』

- 左欄青枠内のとおり転記してください。
- 地方創生拠点整備交付金事業は、5か年の事業と する必要があります。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画	作成上の注意
7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 7-1 <u>目標の達成状況に係る評価の手法</u> (4) 5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織 の参画者】に同じ。	② 『目標の達成状況に係る評価の手法』 ● 左欄青枠内のとおり転記してください。 ○ 評価の手法が交付金交付対象事業のものと異なる場合は、独自に記載してください。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

<mark>地域再生計画</mark>作成上の注意

- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 7-1 (略)
 - 7-2 <u>目標の達成状況に係る評価の時期及び</u> 評価を行う内容 **②**

4-2に掲げる目標について、7-1に掲 げる評価の手法により行う。

7-3 <u>目標の達成状況に係る評価の公表の方</u> 法 **26**

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。

- ② 『目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う 内容』
 - 左欄青枠内のとおり転記してください。
 - 評価の時期及び評価を行う内容が交付金交付対象 事業のものと異なる場合は、独自に記載してくださ い。
- 26 『目標の達成状況に係る評価の公表の方法』
 - 左欄青枠内のとおり転記してください。
 - 公表の方法が交付金交付対象事業のものと異なる 場合は、独自に記載してください。

地域再生計画の作成方法(ポイント集)

【地方創生応援税制のみ活用】

内閣府地方創生推進事務局

前回認定 (第50回認定) からの変更点

地域再生計画の認定実務の運用を見直し、前回認定(第50回認定)から以下の点について変更を行い、 地域再生計画の作成に係る事務負担の軽減を図っています。

□ 記載項目の減少

- 「4-1 地域の現状」において、項目建てせずまとめて記載しても差し支えないこととしました。該当ページ: 4ページ
- ・ 「<mark>5-2 ③ 事業の内容」</mark>において、<mark>事業の目的に係る記載を不要</mark>としました。 該当ページ:10ページ
- 「5-2 ⑥ 事業費」において、予算上の区分ごとの事業費の記載を不要とし、各年度の総事業費のみを記載することとしました。

該当ページ:12ページ

□ 記載事項の簡略化

「5-1 全体の概要」において、記載内容が5-2の③及び5-3と同一である場合は、当該項目を引用する旨の記載で差し支えないこととしました。

該当ページ:8ページ

- ・ 「7 目標<mark>の達成状況に係る評価に関する事項」</mark>において、記載内容が5-2の⑧と同一である場 合は、当該<mark>項目を引用する旨の記載で差し支えない</mark>こととしました。 該当ページ:15・16ページ
- 全般において、データを用いる場合でも、図表、グラフ等を示さなくとも差し支えないこととしました。

ポイント集について

- □ このポイント集は、地方創生応援税制を活用するために地域再生計画を作成し、又は変更する場合における、特に照会の多い事項や間違いの多い事項を中心に、地域再生計画の作成方法をお知らせするものです。
- □ 1つの事業に対し、地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合における地域再生計画の 作成又は変更については、「地域再生計画の作成方法(ポイント集)(地方創生推進交付金・地方創生 応援税制併用)」をご確認ください。

なお、地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合と地方創生推進交付金のみを活用する場合の地域再生計画の記載の主な相違点を巻末に参考として掲載しています。

- □ 地方創生応援税制の詳細は、認定申請を行う認定回における地域再生計画認定申請マニュアル(総論)・(各論)、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A等をご確認ください。
- □ 認定申請に当たっては、当該認定申請に係る事務連絡をご確認いただき、事前相談期間中に内閣府地 方創生推進事務局までご相談いただくか、本申請期間中に認定申請をしてください。

1

目次

1		生計画																															3
2		生計画																															3
3	地域再	生計画	の区	域	•	•	•			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
4		生計画																															
																																	4 ~ 6
		地域の																															7
4	. — 3	目標・		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7 • 8
5	地域再	生を図	るた	<u>:</u> め	に	行	う	事為	É																								
5	- 1	全体の	概要	₹ •	•	•	•			•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	8
5	-2	第5章	の特	捌	の	措	置	をi	多用	l	T	行	う	事	業	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9~14
5	- 3	その他	の事	業	•	•	•			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14 • 15
6		間・・																															15
7	目標の	達成状	況に	孫	る	評	価(二月	目す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15 • 16
参考	地方	創生推	進交	付	金	ظ	地	方倉	削生	応	援	税	制	を	併	用	す	る	場	合	の	注	意	点		•	•	•	•	•	•	•	17~20

1 地域再生計画の名称/2 地域再生計画の作成主体の名称/3 地域再生計画の区域

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称 (1)
 - ○○町森林資源活用プロジェクト
- 2 地域再生計画の作成主体の名称 2
 - ○○県○○郡○○町
- 3 地域再生計画の区域 **③**○○県○○郡○○町の全域
- 4 ...

① 『地域再生計画の名称』

- 認定申請しようとする地域再生計画の作成主体において既に認定された地域再生計画と同一の名称とすることはできません。
- 〇 改行せず、記載してください。
- 〇 半角英数文字や記号、環境依存文字を使用しないでく ださい。

② 『地域再生計画の作成主体の名称』

- 作成主体が**都道府県**の場合 都道府県名を記載してください。
- 作成主体が市の場合 市名のみ記載してください(都道府県名は記載しない でください。)
- 作成主体が**東京23区**又は**町村**の場合 都道府県名から記載してください。

③ 『地域再生計画の区域』

- 事業を実施する区域のみでなく、地域再生計画による事業の効果が波及する区域を記載してください。
- 区域を**地方公共団体の全域**とする場合:「○○の全域」と記載してください。
- 区域を**地方公共団体の一部**とする場合
 - 「〇〇の区域の一部(〇〇地区)」等、区域が特定できるよう記載してください。
 - 「〇〇の周辺」等、あいまいな記載は避けてください。

4 地域再生計画の目標4-1

- 4 地域再生計画の目標
- 4-1 地域の現状 4

○町は、○○県の山間部、○○市の北西に位置する町である。本町の○%は森林区域であり、中心部を○○川が流れるなど、豊かな自然環境に恵まれている。
この地理的・自然的特性を活かし、本町は、江戸時代から○○川の水運を利用してスギ等の木材を建築用資材として出荷し、最盛期の昭和○年代には町民の約○割である○人が林業を含む木材関連産業に従事する等、林業を基幹産業として発展してきた。しかしながら、平成○年代以降、輸入木材の台頭・後継者不足により林業は衰退し、平成○年における木材出荷量は昭和○年の○割程度にとどまる。

一 林業の衰退に伴い、本町の人口も○年の○人をピータに減少が続いており、直近の国勢調査(平成○年実施)では○人まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、現状のペースでは、平成○年には昭和○年比で総人口が約○%減、生産年齢人口では○%減となる見込みである。

④ 『地域の現状』

- 〇 地域の課題(⑤『地域の課題』)や目標(⑥『目標』)の原因となる地域の現状について、【地理的及び自然的特性】【文化的所産】【人口】【産業】等の地域の特性、資源等を具体的に記載してください。その際、項目建てて記載しなくても差し支えありません。第51回変更点
- 地域の課題や目標と関係のない地域の 現状については、記載する必要はありま せん。

【地理的及び自然的 特性】該当部分

【産業】該当部分

【人口】該当部分

【文化的所 産】については 地域の課題及び 目標と関連しな いため、記載し ていない。

1

1

地域再生計画の目標4-1

【参考】地域の現状の記載

地域の現状の内容

地域の現状については、地域の特性、資源等のうち、

- (1) 地域再生計画に基づき取り組む事業により、解決、解消若しくは改善したい地域の課題 (地方創生に関するものに限る。) と関連するもの
- (2) 地域再生計画に基づき取り組む事業において、利活用しようとするもの

をご記載ください。

特に(1) については、地域の課題を的確に把握するため、地域の課題の原因又は結果となっている 地域の特性、資源等の状況について記載いただく必要があります。

具体的には、地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定)に規定する地域再生の意義に照らし、地理的及び 自然的特性、文化的所産、多様な人材(人口)等の地域の特性、資源等を具体的に記載してください。

【地理的及び自然的特性】

地理的特性としては区域 の所在、交通利便性、用地 状況等、自然的特性として は当該区域の気候帯等が考 えられます。

【文化的所産】

地域資源であり、かつ、 地域の課題及び目標と関連 するものを記載してくださ い。有形無形を問わない文 化財等のほか、歴史的事実 等が考えられます。

【人口】

交流人口、関係人口、 区分を明らかにするとと もに、その増減も社会増 | 減か自然増減か、明らか | にしてください。

【産業】

地域の課題又は事業で利 生産年齢人口等、人口の「活用する資源等と関連する 産業分野を記載してくださ い。地域の雇用状況・経済 状況についても、必要に応 じて記載してください。

5

地域再生計画の目標 4 4 - 1

2 地域の現状の記載例

地域の現状は、それぞれの地域や事業内容によって異なります。 地域の課題を的確に把握するため、地域の現状を分析した上で記載してください。 なお、地域の課題により、次のような記載事項が考えられます。

			記載する均	地域の現状	
実施する事業	地域の課題	地理的及び自然 的特性	文化的所産	人口	産業
結婚、出産又は育児等 のための環境整備	就業機会の減少			0	0
移住定住促進	経済基盤の弱体化			0	0
人材育成及び確保	生活環境の悪化	0		0	
観光振興	経済基盤の弱体化	0	0		0
その他産業振興	就業機会の減少				0

上の表は、一般的な事例です。地域再生計画は、実際の課題及び取り組む事業内容に即して記載してください。 類似の事業であっても、地域の課題が異なれば、記載すべき地域の現状も異なりますのでご注意ください。

4 地域再生計画の目標4-2/4-3

4-2 地域の課題 5

本町の人口は、4-1記載のとおり、現在ではピーク時の昭和〇年の人口の約○割となっており、このまま人口減少が進行した場合は、町内経済の衰退が懸念されている。人口の減少は、本町の基幹産業である林業の衰退に伴い、本町内の雇用の機会が減少したことで、若者の町外への流出(社会減)が進んだことが原因と考えられる。若者の雇用機会を創出し、生産年齢人口減少を食い止め、ひいては町内経済の衰退を防止することが、本町の課題である。

4-3 目標

【概要】 6

4-2に記載した課題に対応するため、本町の豊かな森林資源を活用し、『体験型森林ツーリズム事業』及び『木材製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業』を一体的なプロジェクトとして実施することで、町内経済の活性化と雇用機会の創出を実現する。あわせて、UIJターンにより本町に移住する若者に対して補助金を交付することで生産年齢人口の転入超過(社会増)を促進し、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

⑤ 地域の課題

- ④『地域の現状』の原因となる、 地域の課題を具体的に記載してくだ さい。
- 地域の課題は、このまま放置する と、地域再生に支障を来すものとし てください。
- O 財政難等、予算上の課題は、地域 の課題とはなりませんが、財政難の 原因である人口減少や産業の衰退等 は、地域の課題となり得ます。

⑥ 目標 【概要】

- ⑤『地域の課題』で分析した課題 を解決するための取組を記載してく ださい。
- 記載する取組は、5-2及び5-3を踏まえた内容としてください。 青色波線部分…5-2の内容 黄色波線部分…5-3の内容

7

4 地域再生計画の目標 4-3/5 地域再生を図るために行う事業 5-1

【数値目標】 ⑦

事業の名称	体験型森林 ツーリズム事業	木材製品の付加価 値向上及び新規販 路の開拓事業	基準年月
KPI	森林ツーリズム 参加観光客数	木材製品出荷額	
申請時	0人	1 億円	2019年 1 月
2019年度	1,000人	1 億1, 000万円	2020年3月
2020年度	4,000人	1 億2, 000万円	2021年3月
2021年度	8, 000人	1億5,000万円	2022年3月

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要 8

5-203及び5-3のとおり。

〇 KPIは、「地方創生事業実施のためのガイドライン(平成30年4月内閣府地方創生推進事務局)」を参考に設定してください。

⑦ 【数値目標】

- ⑥『概要』で記載した目標が達成されているか否 かが直接検証できる目標値を設定してください。目 標値は、
 - できる限り実数・アウトカムベース
 - 明確かつ具体的・ 測定可能
 - 達成可能

であるものを設定してください。

- 地域再生基本方針及び②『地域再生計画の作成主体の名称』に記載した作成主体の地方版総合戦略と整合性がとれた目標を設定してください。
- ② 『計画期間』で設定した終期まで設定してくだ さい。

⑧ 全体の概要

- 5-2及び5-3に記載する事業の内容を簡潔に 記載してください。
- 次のような記載としても、差し支えありません。 「5-2の③及び5-3のとおり。」

第51回変更点

- 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業
 - まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関 連する寄附を行った法人に対する特例(内閣

府):【A2007】

① 事業の名称 9

森林資源活用プロジェクト

ア 体験型森林ツーリズム事業

イ 木材製品の付加価値向上及び新規販路

の開拓事業

② 事業区分 (10)

農林水産業の振興

③ …

- 5-2では、事業に小区分がある場合は、**青点線内**の ように各区分の名称もあわせて記載してください。
- O ナンバリングは、ア、イ、…としてください。

⑨ 事業の名称

○ 申請する事業の特徴・独自性を端的に表した 名称としてください。

⑩ 事業区分

○ 次の区分から、最も関連性が強い区分を1つ 選択し、記載してください。

地域産業の振興	観光業の振興			
農林水産業の振興	ローカルイノベーション			
人材の育成・確保	移住•定住促進			
生涯活躍のまち	少子化対策			
働き方改革	小さな拠点			
まちづくり(コンパクトシティ等)				

9

5 地域再生を図るために行う事業5-2

③ 事業の内容

【事業の概要】⑪

ア
体験型森林ツーリズム事業

本町と林業組合、林業事業者が共同して、 町内在住の林業従事者が体験型の森林ツーリ ズム(トレッキングや間伐体験等)のガイド を行う事業を実施する。この事業により、林 業従事者の雇用の場の拡大と町内事業者の観 光収入の増加を図る。

イ (略)

【年度ごとの事業の内容】 12

ア 体験型森林ツーリズム事業 (2019年度)

> ○○山のトレッキングルートの整備工事 を実施するとともに、○○山における森林 ツアーを実施する。首都圏で地方創生に関 連するイベントに参加し、森林ツアーを実 施していることをPRする。

イ (略)

【事業の概要】

- 事業実施期間中の事業内容を簡潔に記 載してください。
- 〇 事業実施期間後(2020年度以後)も取 組を継続する場合は、5-3に当該継続す る取組を記載してください。
- 事業の目的については記載する必要は ありません。 第51回変更点

【年度ごとの事業の内容】

- 年度ごとに、いつ・誰が・何を行うの か(地方公共団体は何を実施するのか)等、 事業主体を明確にした上で、具体的に記載 してください。
- 補助金等を交付する事業である場合は、 補助先及び補助率を記載してください。
- 事業実施期間後(2020年度以後)も取 組を継続する場合は、5-3に当該継続す る取組を記載してください。

|地方版総合戦略における位置付け 🔞 |

本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略において は、森林資源を活用した交流人口拡大施策と木材製 品の出荷促進施策を定めており、「森林保全・活用 プロジェクト」は、これらを総合的に実施する事業 である。また、総合戦略の基本目標として、年間観 光入込客数 (現状5,000 人→平成33年度30,000 人)、 町内総生産額(現状50億円→平成33年度80億円)を 定めており、本プロジェクトは、まさにこの目標の 達成に直接寄与するものである。

事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績評 価指煙 (K P I))

四111 (111 1 / /							
事業の名称	体験型森林 ツーリズム事業 木材製品の付加価値 上及び新規販路の開 事業 森林ツーリズム 参加観光客数 木材製品出荷額		基準年月				
KPI							
申請時	0人	1 億円	2019年 1 月				
2019年度	1,000人	1億1,000万円	2020年3月				

- ③ 地方版総合戦略における位置付け
 - 〇 地方創生応援税制を活用する事業 が、地方版総合戦略に記載されたどの 事業に該当するか、どの基本目標に寄 与するか、どのKPIの達成に寄与す るか、明らかにして記載してください。
- (4) 事業の実施状況に関する客観的な指 標(重要業績評価指標(KPI))
 - 〇 ⑦『数値目標』と同様の観点で設定 してください(同一のKPIで差し支 えありません。)。
 - 〇 事業期間分(2019年度分)のKPI を設定してください(計画期間ではあ りません。)。

11

5 地域再生を図るために行う事業5-2

⑥ 事業費 15

ア 体験型森林ツーリズム事業 (単位:千円) 事業費の額

2019年度 計 43,000 43,000

イ (略)

⑦ ┃申請時点での寄附の見込み ⑯ 🏾

(単位:千円)

	寄附法人名		寄附 <i>0</i>)見込額
			2019年度	計
	株式会社〇〇		20, 000	20, 000
	製造業		100	100
	サービス業		100	100
	計		20, 200	20, 200

(15) 事業費

- 〇 年度ごとに、予算上の総事業費を記載して ください(予算上の区分ごとに記載いただく 必要はありません。)。 第51回変更点
- 複数の事業が1つのプロジェクトに包括さ れる場合は、地方創生応援税制を活用する事 業に係る費用のみを記載してください。
- 予算額を記載してください(実際に確定し た事業費ではありません。)。

(16) 申請時点での寄附の見込み

- 具体的な企業名を記載する場合は、当該企業から地域再生計画に掲載することの了承をあらかじめ得てくだ さい。了承が得られなかった場合は、「製造業」等、業種を記載してください。
- 申請時点において寄附の具体的な見込みが立っていない場合は、想定される額を記載してください。その際、 寄附法人名には「-」を記載してください。

⑧ 事業の評価の方法(PDCAサイクル)

【評価の手法】⑪

事業のKPIである森林ツーリズム参加観光客数及び木材製品出荷額について、 実績値を公表する。また、当町の総合戦略策定委員(△×銀行○○支店役員、

○●大学教授)により、事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法を改良することとする。

【評価の時期及び内容】 18

毎年度○月に外部有識者(総合戦略策定委員)による効果検証を行い、翌年度 以降の取組方針を決定する。

【公表の方法】19

目標の達成状況については、検証後速 やかに○○町公式WEBサイト上で公表 する。

⑪ 【評価の手法】

〇 ⑭『事業の実施状況に関する客観的な指標』で 設定したKPIについて、地方公共団体以外の第 三者が参画した評価組織による評価を受ける旨を 記載してください。

(18) 【評価の時期及び内容】

〇 ⑭『事業の実施状況に関する客観的な指標』で 設定したKPIについて、評価を毎年行うよう努 めてください。

① 【公表の方法】

○ 地方公共団体のホームページ等、第三者がアクセスできる媒体で公表するよう努めてください。

13

5 地域再生を図るために行う事業5-2/5-3

⑨ 事業実施期間 ⑩

○年○月から2020年3月まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援 措置 27

該当なし

- - (1) 若者移住定住促進補助金事業

① 事業概要 💯

UI Jターンにより本町に移住する若者に対して補助金を交付することで、生産年齢人口の転入超過(社会増)を促進し、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

- ② 事業実施主体 ○○県○○郡○○町
- ③ 事業実施期間 2019年4月1日から2022年3月31日 まで

20 事業実施期間

- 〇 事業実施期間の始期は、地域再生計画の認定後 (2019年4月以後)としてください。
- 〇 地方創生応援税制の期限は、2020年3月31日まで であるため、当該日以前を終期として記載してくだ さい。

② 地域再生基本方針に基づく支援措置

- 〇 地域再生計画認定申請マニュアル(各論)において、支援措置番号がB又はCから始まる支援措置を 活用する場合に記載してください。
- 該当する支援措置を活用しない場合は、「該当なし」と記載してください。

② 事業概要

- 〇 ⑦『数値目標』で設定した目標を達成するために、 国の補助金等に依らず、地方公共団体が独自で取り 組む事業について、簡潔に記載してください。
- 必ず1つ以上の事業を記載してください。

5 地域再生を図るために行う事業5-2/5-3/6 計画期間/7目標の達成状況に係る評価に関する事項

- ② 事業実施主体 23
 - ○○県○○郡○○町
- ③ 事業実施期間 🐠

2019年4月1日から2022年3月31日

6 計画期間 25

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日 まで

- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項
 - 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法 26
 - 5-2の8に掲げる【評価の手法】に同じ。

23 事業実施主体

○ 独自で取り組む事業を実施する者を記載してく ださい。

24 事業実施期間

○ 2022年3月31日以後の終期を設定してください。

25 計画期間

- 5-2及び5-3で設定した事業のうち最も終期が遅いものと揃えてください。
- 地域再生計画は、おおむね5年(少なくとも3 年以上)とする必要があります。

26 目標の達成状況に係る評価の手法

- 〇 地方創生応援税制事業と同一の評価の手法である場合は、「5-2の⑧に掲げる【評価の手法】 に同じ。」と転記してください。 第51回変更点
- ①『評価の手法』と異なる場合は、独自に記載してください。その際は、 ⑪と同様の観点で記載してください。

15

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項7-2/7-3

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び 評価を行う内容 **②**

4-3の目標について、5-2の8に掲げ

る【評価の時期及び内容】に同じ。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手 法 **28**

5-2の8に掲げる【公表の方法】に同じ。

- ② 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う 内容
 - 〇 地方創生応援税制事業と同一の評価の時期及び 内容である場合は、「4-3の目標について、5 -2の⑧に掲げる【評価の時期及び内容】に同 じ。」と転記してください。 第51回変更点

28 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

- 〇 地方創生応援税制事業と同一の公表の方法である場合は、「5-2の®に掲げる【公表の方法】に同じ。」と転記してください。 第51回変更点
- 〇 ®『評価の時期及び内容』又は®『公表の方法』と異なる場合は、それぞれ独自に記載してください。その際は、それぞれ®又は®と同様の観点で記載してください。

地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合の注意点

- □ 地方創生推進交付金を活用する事業に係る事業費の地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充て る場合(以下「地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合」といいます。)における地域 再生計画は、地方創生推進交付金のみを活用する場合における地域再生計画の記載に、地方創生応援税 制特有の事項を追記する形で作成します。
- □ 地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合における地域再生計画と地方創生推進交付金 のみを活用する場合における地域再生計画の記載の主な相違点は以下のとおりです。
- □ 地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合における地域再生計画を実際に作成し、又は 変更する場合は、地域再生計画の作成方法(ポイント集)【地方創生推進交付金・地方創生応援税制 (新規認定申請)又は(変更認定申請)をご参照ください。

17

地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合の注意点

法第5条第4項第1号イに関する事業

法第5条第4項第2号に関する事業

地域再生計画の認定の日から〇年〇月〇日まで

地域再生計画の認定の日から○年○月○日まで

地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合における地域再生計画 地域再生計画 事業の内容 $\bigcirc\bigcirc$ 事業が先導的であると認められる理由 地域再生計画の名称 0000000000 【自立性】 地域再生計画の作成主体の名称 \bigcirc 地方創生推進交付金 **⑤** 【官民協働】 00市 のみ活用と異なる点 地域再生計画の区域 【地域間連携】 ○○市の全域 地域再生計画の目標 4-1 地方創生の実現における構造的な課題 【政策間連携】 00 00 重要業績評価指標 (KPI) 及び目標年月 4-2 地方創生として目指す将来像 【概要】 4-2の【数値目標】に同じ。 評価の方法、時期及び体制 \cap 【数値目標】 【検証方法】)年度)年度 KPI 事業開始前 地方創生推進交付金 KPI 増加分 増加分 増加分 増加分 【外部組織の参画者】 (現時点) のみ活用と異なる の累計 3 【検証結果の公表の方法】 地域再生を図るために行う事業 (7) 事業費 (単位: 千円) 5-1 全体の概要 〇年度 総事業費 ○年度 ○年度 5-2の③及び5-3のとおり。 法第5条第4項第1 第5章の特別の措置を適用して行う事業 号イに関する事業 うち法第5条第4項 地方創生推進交付金(内閣府):【A3007】 第2号に関する事業 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する

寄附を行った法人に対する特例(内閣府):【A2007】

地方創生推進交付金

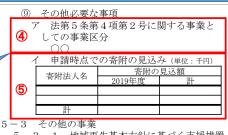
のみ活用と異なる点

事業主体

 $\bigcirc\bigcirc$

 $\bigcirc\bigcirc$

② 事業の名称



5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

5-3-2 支援措置によらない独自の取組 (1) 〇〇事業

事業概要

② 実施主体 \bigcirc

事業実施期間

○年○月○日から○年○月○日まで

計画期間

地域再生計画の認定の日から○年○月○日まで 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥に掲げる【検証方法】及び【外部組 織の参画者】に同じ

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評 価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる 評価手法により行う

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法 5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】 に同じ。

参考 地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合の注意点

〇 「法第5条第4項第1号イに関する事業」欄の記載方法は、地域再生計画の作成方法(ポイント集) 【地方創生推進交付金・地方創生応援税制 併用】を確認してください。

地域再生計画

- 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業
 - 地方創生推進交付金(内閣府):【A3007】
 -) まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に 関連する寄附を行った法人に対する特例 (内閣府):【A2007】 ①

(7) 事業費 (単位: 千円) 事業 2019年度 2021年度 総事業費 法第5条第4項第1 1. 555 1.000 1.500 4 055 号イに関する事業 うち法第5条第4項 第2号に関する事業 778 1/2 778 1/2

注意点

- ① 支援措置の名称
 - ●左欄赤枠内のとおり転記してください。
- ② 事業費 うち法第5条第4項第2号に関する事業 ※ 記載例は、2019年度からの3か年事業の場合です。
 - 「法第5条第4項第1号イに関する事業」欄の 「2019年度」欄(赤枠)の金額の1/2の額を青枠 内に記載してください。
 - 当該 1/2の額が、まち・ひと・しごと創生寄附活 用事業に係る事業費です。
 - 千円未満の額が生じた場合は、切り上げてください。
 - 地方創生応援税制の期限は、2020年3月31日まで であるため、2020年度以後の事業費は記載しないで ください。

19

参考 地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併用する場合の注意点

地域再生計画

- ⑧ 事業実施期間
 - ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業 地域再生計画の認定の日から2022年3月
- 31日まで
- ③ ・ 法第5条第4項第2号に関する事業

地域再生計画の認定の日から2020年3月 31日まで

- ⑨ その他必要な事項
- ④ ア 法第5条第4項第2号に関する事業としての事業区分

地域産業の振興

申請時点での寄附の見込み (単位:千円) 寄附の見込額 寄附法人名 2019年度 # **(5)** 株式会社〇〇 製造業 100 100 サービス業 100 100 700 700

注意点

- ③ 事業実施期間 法第5条第4項第2号に関する事業
 - 新規認定申請の場合は、左欄**青枠内**のとおり転記 してください。
 - 変更認定申請の場合は、次のとおり記載してくだ さい。

「2019年1月に申請した地域再生計画の変更の認定 の日から2020年3月31日まで」

- ④ 法第5条第4項第2号に関する事業としての事業区分
 - 本ポイント集の「⑩ 事業区分」のとおり記載してください。
- ⑤ 申請時点での寄附の見込み
 - 本ポイント集の「16 申請時点での寄附の見込み」のとおり記載してください。

20

この記載例は、『生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例(内閣府、厚生労働省): 【A3011】』及び『生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居 者要件の設定(国土交通省・厚生労働省):【B3002】』を活用する地域再生計画に係る参考 記載イメージとして提示させて頂きます。

地域再生計画

- ※数字については、1桁数字は全角、2桁以上の数字は半角で記載してください。
- 1 地域再生計画の名称
 - ※計画名称が2行に及ぶ場合は<u>改行を行わないで</u>記載。 (調整が必要な場合は、インデントで調整してください。)
 - ※半角英数文字及び記号は使用しないでください。
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
 - ●●市 / ●●県●●郡●●町
- 3 地域再生計画の区域
 - ●●市の区域の一部(●●地区) / ●●県●●郡●●町の区域の一部(●●地区)
- 4 地域再生計画の目標(構造改革特区等の他の計画を併せて提出する場合、それらも含めた総論としての目標を記載すること)
 - 4-1 地域の現状
 - ※「4-2 地域の課題」につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。
 - ※「4-3 目標」や「5 地域再生を図るために行う事業」に関連する事項を重点的に記載してください。(項目は適宜加除して構いません。)

【記載イメージ】

(地勢)

・地勢(地形、歴史等)の現状について記載。

(人口)

・人口(人口の推移やその要因、少子高齢化の進展の状況等)の現状について記載。

(産業)

・産業(産業構造、雇用状況、経済状況等)の現状について記載。

(地域資源)

・地域資源などの関連する地域の現状について記載。

(その他)

その他地域の現状について記載。

4-2 地域の課題

※「4-1 地域の現状」で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。

【記載イメージ】

4-3 目標

- ※地域再生の目標を簡潔かつ具体的に記述し、それに関する定量的な指標(数値目標)を記載してください。
- ※本計画を通じて実現を目指す姿(●●版生涯活躍のまち)の全体像を簡潔に記載してください。

【記載イメージ】

【数値目標】

数但日标】						
	関連事業	〇〇年度 基準年度	〇〇年度	〇〇年度 中間目標	〇〇年度	〇〇年度 最終目標
目標 1						
人口増	××事業	0%	0%	0%	0%	0%
総人口	××事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
東京圏からの転 入者数	××事業	ΟV	VO	Y0	VO	OV
東京圏への転出 者数	××事業	OV	ΟV	ΟΛ	OV	OV
移住相談件数	××事業	〇件	〇件	〇件	〇件	〇件
目標 2						
新規の雇用創出	△△事業	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
20~30 歳台の就	△△事業	0%	0%	0%	0%	0%
業率	△△→未	0%	0%	0%	0%	0%
目標3						
生産額	○△事業	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円
輸出額	○△事業	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円	〇億円
目標 4						
地域を訪れる外 国人旅行客数	△△事業	O人	O人	O人	O人	O人
地域を訪れる外 国人旅行客の平 均消費額	△△事業	XX, XXX 円	XX, XXX 円	XX, XXX 円	XX, XXX 円	XX, XXX 円
目標 5						
超高速ブロード						
バンド人ロカバ 一率	△○事業	0%	0%	0%	0%	0%
地域におけるテ						
レワーク導入企	△○事業	O社	O社	O社	O社	O社
業数						

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

※生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例(内閣府、厚生労働省):【A3011】を使う場合は、5-2に記載してください。

【記載例】

生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例(内閣府、厚生労働省): 【A3011】

- 1 全体の概要
 - ※生涯活躍のまち形成地域における事業の具体像や特徴が分かるよう、下記2~6における生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を簡潔にまとめて記載してください。
 - 〇〇市〇〇地区では・・・・
- 2 中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推 進を図るために行う事業に関する事項
 - ※中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進など、生涯活躍のまち形成地域において行う事業について具体的に記載してください。
 - (例1) 中高年齢者の就業の推進に関する事項
 - ①現状
 - ※雇用状況や継続的に取り組む事業の実施状況など、下記の課題につながる現状を 具体的かつ定量的に記載してください。
 - ・〇〇市〇〇地区の就業状況については、〇歳から〇歳までの就業者は・・・であり、・・・・、〇〇業に関する求人が・・・・
 - ・また、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。
 - (a) 〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・・・・ 〇〇という状況となっている。
 - (b) OO (事業者) が、OOOという取組を実施しており、・・・・・・・・ OOという状況となっている。
 - (c) · · · ·

2課題

- ※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。
- 〇〇市では・・・・

③取組内容

- ※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。都道府県、公共職業安定所、シルバー人材センターなどとの連携を図るなどの場合にはその具体的な内容(連携対象、役割分担等)も記載してください。
- 〇〇市では、・・・・
- (例2) 生涯にわたる学習活動への参加の推進に関する事項

①現状

- ※教育機関の状況や継続的に取り組む事業の実施状況など、下記の課題につながる 現状を具体的かつ定量的に記載してください。
- ○○市における教育機関の状況は・・・・、・・・
- ・また、現在実施している取組としては下記の通りである。
 - (a) 〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・・・・ 〇〇という状況となっている。
 - (b) OO (事業者) が、OOOという取組を実施しており、・・・・・・・ OOという状況となっている。
 - (c) · · · ·
- ・〇〇市における生涯学習活動について、現在実施している取組や地域資源として は下記の通りである。
 - (a) 〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・・・・ 〇〇という状況となっている。

 - (c) · · · ·

2課題

- ※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。
- 〇〇市では・・・・
- ③取組内容
 - ※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、具体的に整理して記載してください。中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関する施策の円滑かつ効果的な実施を図るため、関係機関及び関係団体との連携を図る場合などには、その具体的な内容も記載してください。
 - ・〇〇市では、・・・・
- (3) ○○○に関する事項
- ①現状
- 2 課題
- ③取組内容
- $(4) \cdot \cdot \cdot$
- ①現状
- 2課題
- ③取組内容
- 3 高年齢者向け住宅等の整備を図るために行う事業に関する事項
 - ①現状
 - ※サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム、その他の高年齢者に適した住宅 の整備等の状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載して

ください。

- ・〇〇市〇〇地区の高年齢者向け住宅の状況については、・・・であり、・・・・ が・・・・
- ・また、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。
 - (a) 〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・・・・ 〇〇という状況となっている。

 - (c) · · · ·

2課題

- ※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。
- 〇〇市では・・・・

③取組内容

- ※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、 具体的に整理して記載してください。
- ・00市では、・・・・

4 保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の確保を図るために行う事業に関する事項

①現状

- ※介護サービスや医療サービスの提供状況など、下記の課題につながる現状を具体 的かつ定量的に記載してください。
- ・〇〇市〇〇地区の保健医療サービス・福祉サービスの状況については、・・・であり、・・・・が・・・・
- ・また、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。
 - (a) 〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・・・・ 〇〇という状況となっている。

 - (c) · · · ·

2 課題

- ※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。
- 〇〇市では・・・・

③取組内容

※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、 具体的に整理して記載してください。 〇〇市では、・・・・

5 移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進を図るために行う事業に関する事項

- (1) 移住等の促進に関する事項
- ①現状
 - ※移住の状況など、下記の課題につながる現状を具体的かつ定量的に記載してください。
 - ・○○市○○地区の移住の状況については、・・・であり、・・・・が・・・・
 - ・また、現在実施している取組や地域資源としては下記の通りである。
 - (a) 〇〇市としては、〇〇〇を行う〇〇〇事業を実施しており、・・・・・・ 〇〇という状況となっている。
 - (b) 〇〇(事業者)が、〇〇〇という取組を実施しており、・・・・・・・・ 〇〇という状況となっている。
 - (c) · · · ·
- 2課題
 - ※上記で記載した現状に至った背景や理由を踏まえ、生涯活躍のまち形成事業を通じて解決したい課題を具体的かつ定量的に記載してください。
 - 〇〇市〇〇地区では・・・・
- ③取組内容
 - ※上記で記載した現状・課題に対応し、生涯活躍のまち形成に向けた取組内容を具体的に記載してください。特に、誰が、いつ、何を、どのように実施するのかを、 具体的に整理して記載してください。
 - ・〇〇市〇〇地区では、・・・・
- **(2)** ○○○に関する事項
- ①現状
- 2課題
- ③取組内容
- $(3) \cdot \cdot \cdot$
- ①現状
- 2課題
- ③取組内容
- 6 その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行 う事業に関する事項
 - (1) 生涯活躍のまちの運営主体に関する事項
 - ・〇〇市〇〇地区では、①生涯活躍のまち形成事業の推進にあたってコミュニティの運営や関係機関の調整に中心的に取り組む事業主体として、〇〇を行う〇〇法人が、・・・・
 - (2) よりよいコミュニティづくりに向けた関係機関や地域住民との調整・検討体制に 関する事項
 - ・○○市○○地区では、・・・・に向けて、○○協議会において、・・・が、・・・・
 - (3) 多世代交流の促進に関する事項

- ①現状
- 2課題
- ③取組内容
- $(4) \cdot \cdot \cdot$
- ①現状
- 2 課題
- ③取組内容

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

※生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定 (国土交通省・厚生労働省):【B3002】を使う場合は、5-3-1に記載してください。

【記載例】

生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定 (国土交通省・厚生労働省):【B3002】

○市として~するため、生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け 住宅の入居者要件の設定を行う。その際、以下の基準に従ったものとする。

- ※「~」部分には本特例を活用する目的を記載ください。例えば、市外への転出者の 抑制をするため、市外からの移住者の促進を推進するため等。
- ・○○市(○○地区及びその周辺)に居住する 60 歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている 60 歳未満の者(以下「60 歳以上の者等」という。)が、サービス付き高齢者向け住宅への入居を希望しているにも関わらず、入居することができない事態が発生しないよう、○○市の区域内の 60 歳以上の者等の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮してサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定を行うこととする。
- ・また、サービス付き高齢者向け住宅は、加齢対応構造等であって、状況把握サービス 及び生活相談サービスの提供等が義務付けられている住宅であることを考慮し、当該住 宅への入居が望ましいと認められる者を具体的な要件として定めることとする。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

※5-3-2では支援措置以外の国の補助制度名について記載は行わないでください。

(1) △△△事業

事業概要:

○○のために、○○を行うもの。・・・・・・

実施主体

:000市

事業期間

:XX 年度~XX 年度

(2) ◇◇◇事業

事業概要:

○○のために、○○を行うもの。・・・・・・

実施主体

:000市

事業期間

:XX 年度~XX 年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から●●年●月●●日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

【記載イメージ】

定量目標の達成状況を確認するために、毎年度各指標の集計を行い、〇〇において結果について評価を行う。評価結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて必要な計画の見直しや変更を行う。

目標1

人口増については○○が○○時点で○○により把握する。

総人口についてはOOがOO時点でOOにより把握する。

東京圏からの転入者数については〇〇が〇〇時点で〇〇により把握する。

目標2

○○については○○が○○時点で○○により把握する。

目標3

○○については○○が○○時点で○○により把握する。

目標4

○○については○○が○○時点で○○により把握する。

目標5

○○については○○が○○時点で○○により把握する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度、〇〇で構成された〇〇において効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

※毎年度評価を行うことが望ましく、最低でも中間と最終年度に評価を行ってください。 〇〇が〇〇時点で〇〇により公表を行う。